

[2] 添 付 書 類

(1) 決 算 報 告 書	147
(2) 事 業 報 告 書	155
(3) 監査報告	203
(4) 会計監査報告	209

(1) 決算報告書

令和7年度決算報告書

(単位：円)

区 分	一般勘定 (デジタル基盤業務)				備 考
	予算額	決算額	差 額		
収 入					
運営費交付金	6,298,736,000	6,298,736,000	—		
国庫補助金	—	—	—		
政府出資金	—	—	—		
受託収入	—	298,771,990	298,771,990		注1-1
業務収入	2,300,000	31,231,951	28,931,951		注1-2、注2-1
その他収入	—	80,289,801	80,289,801		注1-3
計	6,301,036,000	6,709,029,742	407,993,742		
支 出					
業務経費	6,438,036,000	4,127,076,161	△ 2,310,959,839		
試験業務経費	—	—	—		
先端半導体・人工知能業務経費	—	—	—		
情報処理推進事業経費	6,438,036,000	4,127,076,161	△ 2,310,959,839		注1-4、注2-2
債務保証業務経費	—	—	—		
地域事業出資業務費	—	—	—		
受託経費	—	298,771,990	298,771,990		注1-5
一般管理費	—	—	—		
計	6,438,036,000	4,425,848,151	△ 2,012,187,849		

区 分	一般勘定 (デジタル人材育成業務)				備 考
	予算額	決算額	差 額		
収 入					
運営費交付金	577,642,000	577,642,000	—		
国庫補助金	—	—	—		
政府出資金	—	—	—		
受託収入	—	—	—		
業務収入	—	—	—		
その他収入	—	230,006	230,006		注1-3
計	577,642,000	577,872,006	230,006		
支 出					
業務経費	647,642,000	1,136,471,069	488,829,069		
試験業務経費	—	—	—		
先端半導体・人工知能業務経費	—	—	—		
情報処理推進事業経費	647,642,000	1,136,471,069	488,829,069		注1-6、注2-2
債務保証業務経費	—	—	—		
地域事業出資業務費	—	—	—		
受託経費	—	—	—		
一般管理費	—	—	—		
計	647,642,000	1,136,471,069	488,829,069		

区 分	一般勘定（サイバーセキュリティ業務）					備 考
	予算額		決算額		差 額	
収 入						
運営費交付金	10,489,332,000		10,489,332,000		—	注1-7
国庫補助金	320,000,000		254,041,709		△ 65,958,291	
政府出資金	—		—		—	注1-8
受託収入	981,515,000		671,454,273		△ 310,060,727	
業務収入	907,008,000		816,491,281		△ 90,516,719	注1-3
その他収入	—		26,946,409		△ 26,946,409	
計	12,697,855,000		12,258,265,672		△ 439,589,328	
支 出						
業務経費	12,201,540,000		6,275,847,212		△ 5,925,692,788	注1-4、注2-2
試験業務経費	—		—		—	
先端半導体・人工知能業務経費	—		—		—	
情報処理推進事業経費	12,201,540,000		6,275,847,212		△ 5,925,692,788	
債務保証業務経費	—		—		—	
地域事業出資業務費	—		—		—	注1-9
受託経費	981,515,000		671,454,273		△ 310,060,727	
一般管理費	—		—		—	
計	13,183,055,000		6,947,301,485		△ 6,235,753,515	
一般勘定（債務保証業務）						
区 分	予算額		決算額		差 額	備 考
収 入						
運営費交付金	—		—		—	注1-10 注1-3、注2-3
国庫補助金	—		—		—	
政府出資金	—		—		—	
受託収入	—		—		—	
業務収入	500,000		352,888		△ 147,112	
その他収入	8,955,000		10,809,065		1,854,065	
計	9,455,000		11,161,953		1,706,953	
支 出						
業務経費	3,955,000		1,270		△ 3,953,730	注1-11
試験業務経費	—		—		—	
先端半導体・人工知能業務経費	—		—		—	
情報処理推進事業経費	—		—		—	
債務保証業務経費	3,955,000		1,270		△ 3,953,730	
地域事業出資業務費	—		—		—	
受託経費	—		—		—	
一般管理費	—		—		—	
計	3,955,000		1,270		△ 3,953,730	

区 分	一般勘定（法人共通業務）				備 考
	予算額	決算額	差 額		
収 入					
運営費交付金	3,273,628,000	3,273,628,000	—		
国庫補助金	—	—	—		
政府出資金	—	—	—		
受託収入	—	—	—		
業務収入	—	—	—		
その他収入	—	5,411,147	5,411,147		注1-3
計	3,273,628,000	3,279,039,147	5,411,147		
支 出					
業務経費	—	—	—		
試験業務経費	—	—	—		
先端半導体・人工知能業務経費	—	—	—		
情報処理推進事業経費	—	—	—		
債務保証業務経費	—	—	—		
地域事業出資業務費	—	—	—		
受託経費	—	—	—		
一般管理費	3,273,628,000	3,319,887,299	46,259,299		注2-4
計	3,273,628,000	3,319,887,299	46,259,299		
収 入					
運営費交付金	20,639,338,000	20,639,338,000	—		
国庫補助金	320,000,000	254,041,709	△ 65,958,291		注1-7
政府出資金	—	—	—		
受託収入	981,515,000	970,226,263	△ 11,288,737		
業務収入	909,808,000	848,076,120	△ 61,731,880		注2-1
その他収入	8,955,000	123,686,428	114,731,428		注1-3、注2-3
計	22,859,616,000	22,835,368,520	△ 24,247,480		
支 出					
業務経費	19,291,173,000	11,539,395,712	△ 7,751,777,288		
試験業務経費	—	—	—		
先端半導体・人工知能業務経費	—	—	—		
情報処理推進事業経費	19,287,218,000	11,539,394,442	△ 7,747,823,558		注1-4、注2-2
債務保証業務経費	3,955,000	1,270	△ 3,953,730		注1-11
地域事業出資業務費	—	—	—		
受託経費	981,515,000	970,226,263	△ 11,288,737		
一般管理費	3,273,628,000	3,319,887,299	46,259,299		注2-4
計	23,546,316,000	15,829,509,274	△ 7,716,806,726		

区 分		試験勘定（情報処理技術者試験業務）				備 考
		予算額	決算額	差 額		
収 入						
運営費交付金	—	—		—		
国庫補助金	—	—		—		
政府出資金	—	—		—		
受託収入	—	—		—		
業務収入	6,362,188,000	6,696,480,100		334,292,100		
その他収入	21,010,000	121,186,085		100,176,085		注1-3
計	6,383,198,000	6,817,666,185		434,468,185		
支 出						
業務経費	5,988,755,000	5,869,639,998		△ 119,115,002	△ 119,115,002	注2-5
試験業務経費	—	—		—	—	
先端半導体・人工知能業務経費	—	—		—	—	
情報処理推進事業経費	—	—		—	—	
債務保証業務経費	—	—		—	—	
地域事業出資業務費	—	—		—	—	
受託経費	—	—		—	—	
一般管理費	252,831,000	312,733,945		59,902,945		注1-12、注2-6
計	6,241,586,000	6,182,373,943		△ 59,212,057		
区 分		先端半導体・人工知能関連技術勘定				備 考
		予算額	決算額	差 額		
収 入						
運営費交付金	—	—		—		
国庫補助金	—	—		—		
政府出資金	100,000,000,000	100,000,000,000		—		
受託収入	—	—		—		
業務収入	—	—		—		
その他収入	—	71,933,099		71,933,099		注1-3
計	100,000,000,000	100,071,933,099		71,933,099		
支 出						
業務経費	100,000,000,000	99,999,900,000		△ 100,000	△ 100,000	
試験業務経費	—	—		—	—	
先端半導体・人工知能業務経費	100,000,000,000	99,999,900,000		99,999,900,000	100,000	
情報処理推進事業経費	—	—		—	—	
債務保証業務経費	—	—		—	—	
地域事業出資業務費	—	—		—	—	
受託経費	—	—		—	—	
一般管理費	—	—		—	—	
計	100,000,000,000	99,999,900,000		△ 100,000		

区 分		事業化勘定（戦略的ソフトウェア開発業務）				備 考
		予算額	決算額	差 額	備 考	
収 入						
運営費交付金		—	—	—		
国庫補助金		—	—	—		
政府出資金		—	—	—		
受託収入		—	—	—		
業務収入		—	—	—		
その他収入		—	—	—		
計		—	—	—		
支 出						
業務経費		—	—	—		
試験業務経費		—	—	—		
先端半導体・人工知能業務経費		—	—	—		
情報処理推進事業経費		—	—	—		
債務保証業務経費		—	—	—		
地域事業出資業務費		—	—	—		
受託経費		—	—	—		
一般管理費		—	—	—		
計		—	—	—		
収 入						
運営費交付金		—	—	—		
国庫補助金		—	—	—		
政府出資金		—	—	—		
受託収入		—	—	—		
業務収入		—	—	—		
その他収入		5,200,000	5,200,000	—		注2-8
計		5,200,000	5,200,000	—		
支 出						
業務経費		—	—	—		
試験業務経費		—	—	—		
先端半導体・人工知能業務経費		—	—	—		
情報処理推進事業経費		—	—	—		
債務保証業務経費		—	—	—		
地域事業出資業務費		—	—	—		
受託経費		—	—	—		
一般管理費		—	—	—		
計		—	—	—		

区 分	法人合計					備 考
	予算額		決算額		差 額	
収 入						
運営費交付金	20,639,338,000	20,639,338,000			—	注1-7
国庫補助金	320,000,000	254,041,709			△ 65,958,291	
政府出資金	100,000,000,000	100,000,000,000			—	
受託収入	981,515,000	970,226,263			△ 11,288,737	
業務収入	7,271,996,000	7,544,556,220			272,560,220	注2-1
その他収入	35,165,000	322,005,612			286,840,612	注1-3、注2-3、注2-8
計	129,248,014,000	129,730,167,804			482,153,804	
支 出						
業務経費	125,279,928,000	117,408,935,710			△ 7,870,992,290	注2-5 注1-4、注2-2 注1-11
試験業務経費		5,988,755,000		5,869,639,998	△ 119,115,002	
先端半導体・人工知能業務経費		100,000,000,000		99,999,900,000	△ 100,000	
情報処理推進事業経費		19,287,218,000		11,539,394,442	△ 7,747,823,558	
債務保証業務経費		3,955,000		1,270	△ 3,953,730	
地域事業出資業務費		—		—	—	
受託経費	981,515,000	970,226,263			△ 11,288,737	注2-7
一般管理費	3,526,459,000	3,632,621,244			106,162,244	
計	129,787,902,000	122,011,783,217			△ 7,776,118,783	

決算報告書の説明

- 区分は、年度計画に記載されている予算区分であります。
- 予算額は、当該年度の年度計画に記載されている予算金額であります。なお、年度計画の変更により予算額に変更があったため、変更後の金額を予算額としております。
- 決算額は、収入については現金預金の収入額に期末の未収金額等を加減算し、支出については現金預金の支出額に期末の未払金額等を加減算したものを記載しております。
- 予算額と決算額との差額について
 - 受託収入の増加は、受託契約締結に伴う増によるものであります。
 - 業務収入の増加は、プログラム譲渡債権回収額の増によるものであります。
 - その他収入の増加は、雑収入の受入が主なものであります。
 - 情報処理推進事業経費の減少は、経費の節減及び複数年度の収益化基準による事業費が翌年度へ繰越となったものであります。
 - 受託経費の増加は、受託契約締結に伴う増によるものであります。
 - 情報処理推進事業経費の増加は、前年度から繰越した繰越年度の収益化基準による業務費を執行したことによるものであります。
 - 国庫補助金収入の減少は、補助事業の計画額に比べ、実績額が少なかったことによるものであります。
 - 受託収入の減少は、受託事業の計画額に比べ、実績額が少なかったことによるものであります。
 - 受託経費の減少は、受託事業の計画額に比べ、実績額が少なかったことによるものであります。
 - 業務収入の減少は、信用保証料の減によるものであります。
 - 債務保証業務経費の減少は、債務保証業務にかかる経費の節減によるものであります。
 - 一般管理費の増加は、人件費の増によるものであります。
- 損益計算書の計上額と決算額の集計区分の主な相違について
 - 業務収入には、プログラム譲渡債権の回収額を加えております。
 - 情報処理推進事業経費には、固定資産取得得額及び法人税等を加え、減価償却費及び賞与引当金繰入等を除いております。
 - その他収入からは、保証債務損失引当金戻入益を除いております。
 - 一般管理費には、固定資産取得得額、支払リース料及び法人税等を加え、減価償却費及び退職給付費用等を除いております。
 - 試験業務経費には、固定資産取得得額及び法人税等を加え、減価償却費及び賞与引当金繰入等を除いております。
 - 一般管理費には、退職金支給額、賞与支給額及び支払リース料等を加えております。
 - 一般管理費には、固定資産取得得額、支払リース料、退職金支給額及び法人税等を加え、減価償却費及び退職給付費用等を除いております。
 - その他収入からは、関係会社株式評価損戻入益を除いております。

(2) 事業報告書

法人の長によるメッセージ	157
1. 法人の目的、業務内容	158
2. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	160
3. 中期目標	160
4. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	162
5. 中期計画及び年度計画	162
6. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	166
7. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	170
8. 業績の適正な評価の前提情報	172
9. 業務の成果と使用した資源との対比	179
10. 予算と決算との対比	188
11. 財務諸表	189
12. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	191
13. 内部統制の運用に関する情報	192
14. 法人の基本情報	193
15. 参考情報	198

法人の長によるメッセージ

令和7年度は、IPAに求められる役割が、従来の情報処理・ITの推進にとどまらず、デジタル社会の設計と実装を支えるものへと、より明確に広がった一年でした。

AI、データ、サイバーセキュリティ、半導体、デジタル人材、デジタル基盤は、もはや個別の技術領域ではなく、産業、行政、地域、暮らしのあらゆる場面に組み込まれ、経済社会の競争力と安全性を左右する基盤となっています。重要なのは、これらを個別に整備することだけではありません。データがつながり、信頼が確保され、セキュリティが担保され、人材が育ち、制度やルールと接続されることで、初めてデジタルは社会の中で機能し、価値を生み出します。

この認識のもと、IPAは令和7年度、第五期中期目標に掲げる三つの柱に沿って、多様な事業を推進してまいりました。

第一に、Society 5.0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進です。デジタルライフライン、データ連携、AI安全性、ソフトウェア、未踏、DX、半導体金融支援など、複数の領域において、制度、技術、データ、資金、人材を接続し、社会実装につなげる取組を進めました。特に、AI安全性の確保や次世代半導体の量産等に向けた金融支援は、IPAが新たな政策実装機能を担うこととなった象徴的な取組です。

第二に、デジタルトランスフォーメーションを担うデジタル人材の育成です。デジタルスキル標準の整備・普及、マナビDXを通じた学び直しの支援、情報処理技術者試験・情報処理安全確保支援士試験の運営及び制度改革の検討を通じて、社会全体でデジタル人材を育成し続ける基盤の強化に取り組みました。AIの活用が進む時代においても、最終的に価値を生み、責任を持って判断するのは人です。IPAは、その人材基盤を支える責任を引き続き果たしてまいります。

第三に、サイバー・フィジカルが一体化する社会におけるサイバーセキュリティの確保です。サイバー攻撃が組織化・高度化する中で、国家の安全保障、経済安全保障、産業活動、地域社会を支えるため、脅威情報の把握、制度運用、人材育成、関係機関との連携、事案対応力の強化に取り組みました。AIを含むデジタルシステムが社会の判断と実行を支える基盤となるほど、安全性、信頼性、レジリエンスの確保は、社会全体の前提条件となります。

また、こうした事業領域の拡大に対応するため、IPA自身の経営基盤の強化にも取り組みました。執行役員制度の導入、経営企画センターの新設、コンプライアンス部門の充実、外部機関との連携を強化するための拠点整備などを通じて、組織としての意思決定力、実行力、説明責任を高める改革を進めました。IPAが担う役割が広がるほど、私たち自身もまた、より高い公共性、専門性、透明性を備えた組織へと進化し続けなければなりません。

IPAの目的は、デジタル技術の導入や普及そのものにあるものではありません。デジタルを社会の中で適切に機能させ、人々の暮らしや産業活動の自由、豊かさ、安心、信頼につなげていくことにあります。その実現にむけて、IPAは、産業界、行政、アカデミア、地域、そして多様な挑戦者をつなぎ、制度と技術、構想と実装、国内と国際を結びながら、社会に価値を届ける基盤としての役割を果たしてまいります。

引き続き、国民の皆様、関係機関、産業界、アカデミア、地域の皆様のご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



独立行政法人情報処理推進機構
理事長 齊藤 裕

1. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成等並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的としています。(情報処理の促進に関する法律(以下「情促法」という。)第 36 条)

(2) 業務内容

機構は、情促法第 36 条の目的を達成するため以下の業務を行います。

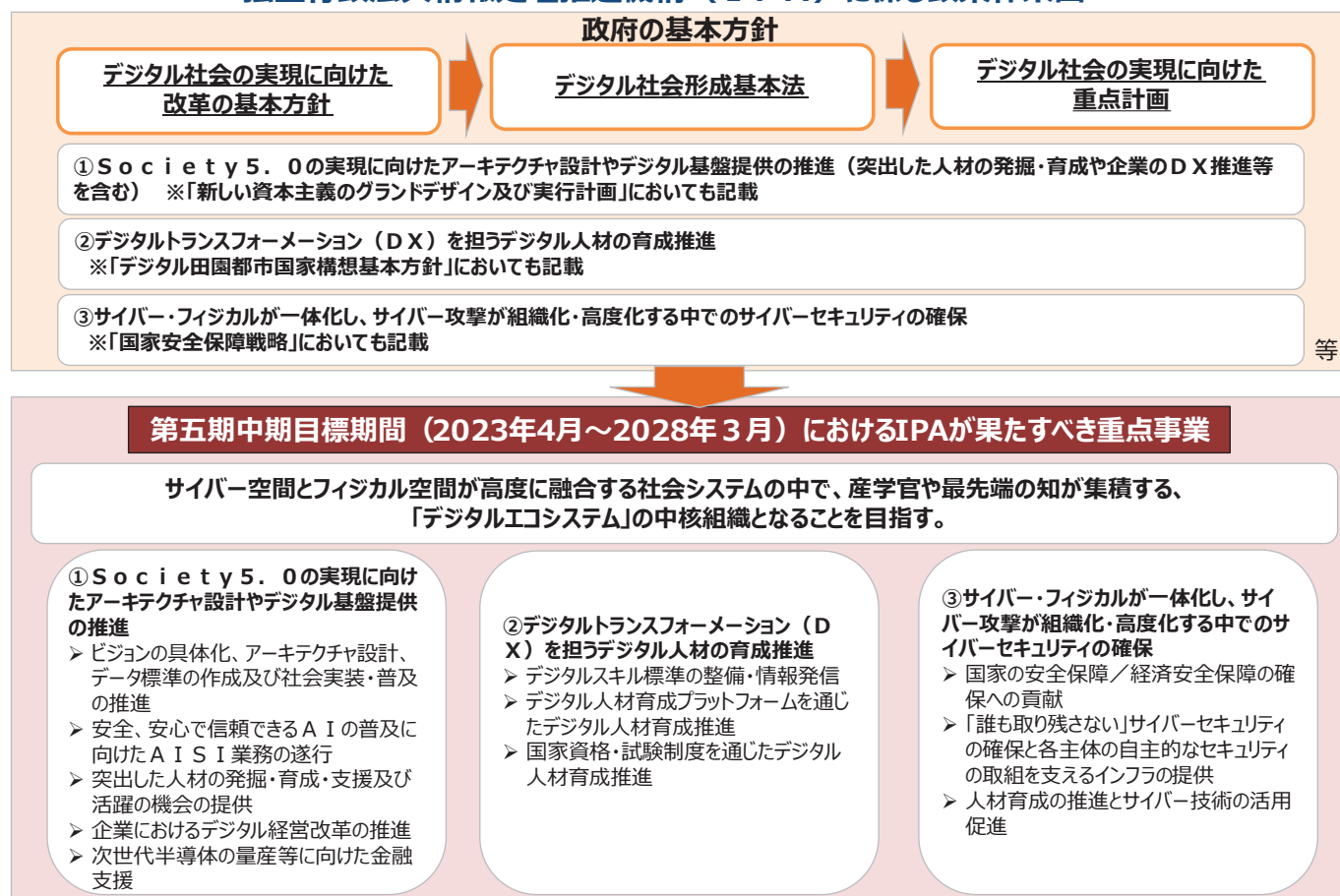
- i) 情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラム(事業活動に広く用いられるものに限る。)であって、その開発を特に促進する必要がある、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。
- ii) i) に記載する業務に係るプログラムについて、開発すべきプログラムを把握するために、必要に応じて、技術動向、ユーザのニーズ、その他プログラム開発に関する国内外の情報収集及び調査を行うこと。
- iii) i) に記載する業務に係るプログラムについて、対価を得て、普及すること。
- iv) 情報処理サービス業者等(情報処理サービス業又はソフトウェア業を営む会社又は個人をいう。以下同じ。)が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること(xiv に係る業務を除く)。
- v) 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。
- vi) 情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システムに関する技術上の評価及び情報処理サービス業を営む者の技術的能力その他事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。
- vii) 関連する国際標準・指針等と整合した評価を行うため、必要に応じて、評価技術・評価能力・評価基準等に関する国際的動向その他必要な調査を行うこと。
- viii) サイバーセキュリティに関する講習を行うこと。
- ix) 情報処理に関する業務を行うために必要な専門の知識及び技能を有する者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- x) 情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。
- xi) 各省各庁の長(財政法(昭和 22 年法律第 34 号)第 20 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。)又は事業者(情報処理システムを設計し、開発し、又は利用する者に限る。)の依頼に応じて、運用及び管理を行う者が異なる複数の情報処理システムの連携の仕組み並びに当該連携に係る運用及び管理の方法に関する調査研究並びにその成果の普及その他の当該連携を促進するために必要な取組を行うこと。
- xii) 行政機関等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 3 条第 2 号に掲げる行政機関等をいう。)及び特定公共分野(デジタル社会形成基本法第 39 条第 2 項第 13 号に規定する特定公共分野をいう。)の民間事業者の情報処理システムの整備及び管理に関し、データの標準化(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 4 条第 2 項第 5 号イに規定するデータの標準化をいう。)に係る基準の作成、技術的助言、情報の提供その他必要な協力を行うこと。
- xiii) 認定事業者の依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理システムの運用及び管理に関し必要な協力を行うこと。

- xiv)(情促法第 48 条第 1 項に規定する経済産業大臣の認可を受けて定める基準(以下「出資等業務基準」という。))に従って、)情報処理サービス業を営む会社が大量の情報につき高速度での処理を行うことができる性能を有する設備として経済産業省令で定める設備(経済産業省令で定めるその附属設備を含む。))の導入を行うために必要な資金を調達するために発行する社債又は当該資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。
- xv)(出資等業務基準に従って、)選定事業者(情促法第 63 条第 2 項第 7 号に規定する選定事業者をいう。以下同じ。))が選定実施計画(情促法第 67 条第 1 項第 1 号に規定する選定実施計画をいう。))に従って特定取組(情促法第 63 条第 1 項に規定する特定取組をいう。))を実施するために必要な資金(以下「取組資金」という。))の出資又は施設若しくは設備(情促法第 68 条第 2 項の規定により譲り受けたものに限る。))の現物出資を行うこと。
- xvi)(出資等業務基準に従って、)選定事業者が取組資金を調達するために発行する劣後特約付社債(元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であって、経済産業省令で定めるものをいう。))の取得又は選定事業者に対する劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、経済産業省令で定めるものをいう。))による取組資金の貸付けを行うこと。
- xvii)(出資等業務基準に従って、)選定事業者が取組資金を調達するために発行する社債又は取組資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。
- xviii)取組資金の貸付けを行う金融機関に対し、利子補給金を支給すること。
- xix)高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第 60 条の 2 に規定する調査を行うこと。
- xx)ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 170 条の 2 に規定する調査を行うこと。
- xx i)中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)第 17 条に規定する業務を行うこと。
- xx ii)電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 105 条の 2 に規定する調査を行うこと。
- xx iii)中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)第 45 条に規定する業務を行うこと。
- xx iv)情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 20 条第 2 項の規定による協力を行うこと。
- xx v)地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号)第 8 条第 3 項に規定する業務を行うこと。
- xx vi)産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)第 77 条に規定する業務を行うこと。
- xxvii)前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- xxviii)支援士試験事務、登録事務若しくは技術者試験事務若しくは認定審査事務又はサイバーセキュリティ基本法第 31 条第 1 項(第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。))の規定による事務を行うこと。
- xx ix) x)に記載する調査のうちサイバーセキュリティに関するものを行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、事業者その他の電子計算機を利用する者によるサイバーセキュリティの確保のため事業者その他の電子計算機を利用する者が講ずべき措置の内容を公表すること。

注 上記業務のうち「iv」「v」の債務保証事業については、平成 18 年 12 月の「独立行政法人情報処理推進機構の組織・業務全般の見直しについて」(経済産業省)及び平成 21 年 11 月に行われました行政刷新会議事業仕分けの評価結果等を踏まえ、平成 22 年 3 月をもって新規引き受けを終了し、事業を廃止いたしました。なお、現在保証中のものが完済するまでは、それらの管理業務を継続していきます。

2. 政策体系における法人の位置づけ及び役割(ミッション)

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に係る政策体系図



3. 中期目標

(1) 概要

機構は、情促法に定められているとおり、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理システムの高度利用の促進、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的としています。

世界的にも、加速度的なデジタル化が進展する中、我が国としてもデジタル社会の実現は、最重要課題の一つです。令和2年12月には「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」が定められ、これを受けて、デジタル社会形成基本法に基づき、令和3年9月にはデジタル庁が創設されるとともに、デジタル社会の形成に関する具体的な取組の全体像やスケジュール等を示すものとして、令和3年12月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」も決定（令和4年6月改訂）されるなど、政府全体としてデジタル政策に関する取組を強力に推し進めているところです。

こうした中、デジタル政策を推進する随一の独立行政法人である機構についても、政府のデジタル政策の一翼を担う重要な機関として、更なる取組の強化が求められており、特に、第五期中期目標期間においては、Society5.0の実現に向けて、デジタルエコシステムの創出に取り組む必要があります。具体的には、機構が以下のような機能を有し、サービスを提供するとともに、これらを継続的に高度化していくことに取り組むことで、機構が産学官や最先端の知が集積するデジタルエコシステムの中核組織となることを目指す必要があります。

- ・アーキテクチャ設計や企業・産業・地域の DX の社会実装等の推進
- ・企業・産業・地域の DX を支えるデジタル推進人材の供給
- ・サイバー空間における安全・安心の維持

詳細につきましては、第五期中期目標を参照してください。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

一定の事業等のまとまり(セグメント区分)は、機構の各々の業務内容を基にして、下表のとおり全部で9つに区分しています。また、経理区分については、各業務と財源区分との関係などから5つに区分しており、これらの関係は次のとおりです。

一定の事業等のまとまり(セグメント区分)	経理区分
デジタル基盤業務	一般勘定
デジタル人材育成業務	
サイバーセキュリティ業務	
債務保証業務	
法人共通業務	
情報処理技術者試験業務	試験勘定
先端半導体・人工知能関連技術業務	先端半導体・人工知能関連技術勘定
戦略的ソフトウェア開発業務	事業化勘定
地域事業出資業務	地域事業出資業務勘定

なお、各業務の目標は、5. 中期計画及び年度計画を参照してください。

4. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

第五期中期目標期間において、機構役職員が共有すべき価値観・目指すべき姿を可視化するため、指針としてのミッション（組織の使命・存在意義）・ビジョン（作り上げたい世界観）・バリュー（行動指針・共通の価値観）を令和 5 年度に策定しています。

私たちは事業と業務を通じてこのミッション・ビジョン・バリュー（MVV）を実践し、データとデジタル技術の力でより良い社会と暮らしの実現を目指します。



5. 中期計画及び年度計画

第五期中期計画（令和 5 年 4 月～令和 10 年 3 月）に掲げる項目及びその主な内容と令和 7 年度の年度計画との関係は次のとおりです。

詳細につきましては、第五期中期計画及び年度計画を参照してください。

（注 1）ピンク色はセグメント区分を表しています。

（注 2）評価比率の小さな項目については、指標等の表示は省略しています。

Ⅰ. 国民に対するサービスその他の業務の質の向上	
1. Society5.0 の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進	
＜デジタル基盤業務＞	
第五期中期計画と主な指標等	令和 7 年度計画と主な指標等
(1) ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進	

✓ Society5.0 の実現に向けた、5 以上の領域におけるアーキテクチャの設計と、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの提供の開始(領域毎に 20 点に達成率を乗じた点数を合算して、第五期中期目標期間終了時点で 100 点以上が目標。5 つの領域で達成率 100%(B)を実現することを目標とした上で、それぞれ達成率 150%(C)、200%(D)を目指す。)	✓ 5 以上の領域におけるアーキテクチャ設計を実施し、令和 5 年度からの累計で 60 点の水準
(2)突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供 ✓ 未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出やアウトリーチ活動を、新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数で総合的に捉え、第五期中期目標期間中の合計数(延べ 130 件)	✓ 左記件数について 25 件以上
(3)企業におけるデジタル経営改革の推進 ✓ デジタル経営改革に向け DX 推進指標による自己診断実施組織数(大企業に限る)(制度開始以降第五期中期目標期間終了時点で 2,000 組織)	✓ 左記組織数について 220 組織以上増加
(4) 公共分野・準公共分野におけるデータ標準の作成等を通じたデータ連携の推進 ✓ 改正法の施行に伴い、新たに内閣総理大臣が主務大臣に追加されたことを踏まえ、デジタル庁との連携を強化するとともに、①業務遂行体制の充実、②政府情報システムにおいて横断的に用いられるデータ標準の作成、③準公共分野におけるデータ標準の作成 等を進めていくことで、公共・準公共分野におけるデータ連携の促進に貢献	✓ 社会の基盤となるデータ標準の策定及びデータ連携の取組を実施するとともに体制を整備
(5) 安全、安心で信頼できるAIの普及に向けたAISI業務の遂行 ✓ 関係府省庁、関係機関と連携の上、諸外国の情勢も踏まえつつ、①AISIの設立・運営、②AIの安全性評価に係る調査・ありべき基準等の作成、③安全性評価の実施手法に関する調査・あり方の具体化、④他国の関係機関との国際ルール協調(我が国と他国・地域の制度枠組みの比較検討を含む) 等を通じて、我が国におけるAIの利活用の基盤となるAI安全性の確保に貢献	✓ 安全性評価に係る調査及び基準の作成等を行うとともに、技術、企画、ガイダンス、技術に関するガバナンスを確保するためのツールやテスト環境の検討を行う ✓ AIの安全性に関する海外機関との調整、情報交換を行う ✓ 産学と連携し、セミナー、教材提供などを通じて国内への普及啓発活動を行う
(6) 次世代半導体の量産等に向けた金融支援 ✓ 新たに出資や債務保証等といった金融支援業務が追加されたことを踏まえ、経済産業省と連携し、①金融分野の専門家を含む体制や出資等業務基準等の関係規程の整備、②選定事業者に対する円滑かつ適切な支援の実行、	✓ 経済産業省と連携し、金融分野の専門家を含む体制や出資等業務基準等の関係規程を整備 ✓ 選定事業者に対する円滑かつ適切な金融支援の実行、適切なモニタリングの実施等を行う

③選定事業者に対する適切なモニタリングの実施等を進めていくことを通じて、次世代半導体の量産等に貢献	
2. デジタルトランスフォーメーション(DX)を担うデジタル人材の育成推進	
＜デジタル人材育成業務＞	
(1)デジタルスキル標準の整備・情報発信 ✓デジタルスキル標準及び IT スキル標準等の情報アクセス数(毎年度 261,438 件)	✓左記件数について 261,438 件
(2)デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト「マナビ DX」を通じたデジタル人材育成推進 ✓「デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト(マナビ DX)」のアクセス数(毎年度 30 万件以上)	✓左記件数について 30 万件以上
＜情報処理技術者試験業務＞	
(3)国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進 ✓情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験の応募者数(毎年度 544,090 人以上)	✓左記応募者数について 544,090 人以上
3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保	
＜サイバーセキュリティ業務＞	
(1)国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献 ✓国の安全保障の確保に貢献した度合いについて、関係機関の満足度調査における上位回答(2/3 以上) ✓継続的な意見交換を実施する海外主要機関数(10 機関)	✓左記の上位回答率について 2/3 以上 ✓左記機関数について 8 機関以上
(2)「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供 ✓自治体・中小企業等の団体と連携数(50 団体以上)	✓左記団体数について 10 団体以上
(3)人材育成の推進とサイバー技術の活用促進 ✓第 5 期中核人材育成プログラム以降の修了者が帰任後に企業や産業、社会に対して行ったサイバーセキュリティ対策の向上に資する活動数(1,000 件以上)	✓左記件数について 560 件以上
II. 業務運営の効率化に関する事項	
＜法人共通業務＞	
1.機動的・効率的な組織・業務の運営及び人材確保等	
2.業務経費等の効率化 ✓経費の効率化・削減(前年度比一般管理費△3%、業務経費△1%)	✓経費の効率化・削減(前年度比一般管理費△3%、業務経費△1%)
3.調達の効率化・合理化	
4. IPA—DX の推進等を通じた業務運営の効率化 ✓DX 推進指標の自己診断結果における成熟度レベル平均スコア(3.0)	✓左記スコアについて 2.5

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項	
＜法人共通業務＞	
1.運営費交付金の適切な執行管理	
2.自己収入の拡大	
＜情報処理技術者試験業務＞	
3.試験勘定の採算性の確保	
＜地域事業出資業務＞	
4.地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)	
＜債務保証業務＞	
5.金融業務(債務保証管理業務)の適切な管理	
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項	
＜法人共通業務＞	
1.Society5.0 の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出	
2.内部統制の充実・強化	
3.機構における情報管理及び情報セキュリティの確保	
4.戦略的な調査・広報の推進 ✓ウェブ媒体における記事掲載件数(12,500 件以上)	✓左記件数について 2,500 件以上
5.人材の確保・育成に係る方針	

6. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

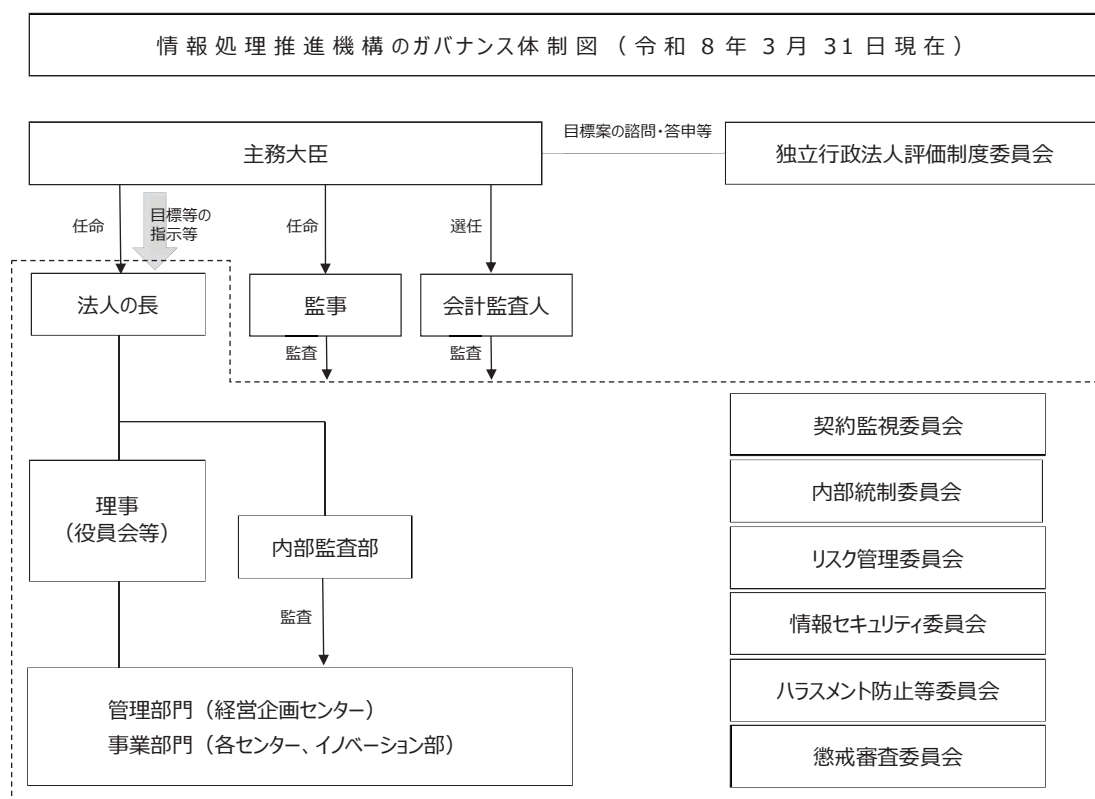
(1) ガバナンスの状況

① ガバナンス体制図

機構におけるガバナンスの体制は次のとおりです。

内部統制の目的は、機構の役職員の職務の執行が独立行政法人通則法（以下、「通則法」という。）、情促法又は他の法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことです。

内部統制の充実・強化の詳細につきましては、令和7年度自己評価書を参照してください。



(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

令和 8 年 3 月 31 日現在

役 職	氏 名	任 期	経 歴
理事長	齊藤 裕	自: 令和 5 年 4 月 1 日 至: 令和 10 年 3 月 31 日	昭和 54 年 4 月 株式会社日立製作所 入社 平成 18 年 4 月 同社 情報・通信グループ情報制御システム事業部長 平成 22 年 4 月 同社 執行役常務 情報制御システム社社長 (兼) スマートシティ事業統括本部副統括本部長 平成 26 年 4 月 同社 代表執行役 執行役副社長 情報・通信システムグループ長 (兼) 情報・通信システム社社長 (兼) プラットフォーム部門 CEO 平成 28 年 4 月 同社 代表執行役 執行役副社長 IoT 推進本部長 平成 30 年 4 月 ファナック株式会社 副社長執行役員 (IoT 担当) (兼) Intelligent Edge System 合同会社社長 令和 2 年 4 月 同社 取締役副社長執行役員 IoT 統括本部長 (兼) Intelligent Edge System 合同会社社長 令和 2 年 5 月 独立行政法人情報処理推進機構顧問 (デジタルアーキテクチャ・デザインセンター長) 令和 4 年 7 月 同 特別参与 令和 5 年 4 月 独立行政法人情報処理推進機構 理事長
理事	清水 幹治	自: 令和 6 年 4 月 1 日 至: 令和 8 年 3 月 31 日	平成 5 年 4 月 通商産業省 入省 平成 26 年 7 月 経済産業省通商政策局企画調査室長 平成 27 年 7 月 内閣官房 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室参事官 平成 29 年 7 月 経済産業省商務情報政策局クールジャパン政策課長 平成 30 年 10 月 文化庁文化経済・国際課長 令和 3 年 4 月 特許庁総務部総務課長 令和 4 年 3 月 特許庁総務部長 令和 6 年 4 月 独立行政法人情報処理推進機構 理事
理事	三谷 慶一郎	自: 令和 8 年 1 月 5 日 至: 令和 10 年 1 月 4 日	昭和 60 年 4 月 日本電信電話株式会社 入社 平成 27 年 4 月 株式会社NTTデータ経営研究所 パートナー・情報戦略コンサルティングユニット長 兼 デジタルビジネスデザインセンター長 平成 30 年 4 月 同社 研究理事・情報戦略事業本部長 平成 31 年 4 月 同社 エグゼクティブオフィサー 令和 3 年 4 月 同社 執行役員・エグゼクティブコンサルタント 令和 5 年 4 月 同社 主席研究員・エグゼクティブコンサルタント 令和 8 年 1 月 独立行政法人情報処理推進機構 理事
監事	船木 信克	自: 令和 5 年 6 月 28 日 至: ※	昭和 56 年 4 月 株式会社第一勧業銀行 入行 平成 22 年 3 月 株式会社みずほコーポレート銀行 常勤監査役 平成 25 年 4 月 みずほ証券株式会社監査役

			平成 25 年 6 月	株式会社みずほフィナンシャルグループ常勤監査役
			平成 26 年 6 月	同社 取締役
			令和元年 6 月	興銀リース株式会社常勤社外監査役
			令和元年 10 月	みずほリース株式会社常勤社外監査役
			令和 5 年 6 月	独立行政法人情報処理推進機構 監事
監事 (非常勤)	小松 文子	自: 令和 5 年 6 月 28 日 至: ※	昭和 56 年 4 月	日本電気株式会社 入社
			平成 19 年 7 月	同社 中央研究所技術主幹
			平成 21 年 7 月	独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンター情報セキュリティ分 析ラボラトリー長
			平成 28 年 4 月	長崎県立大学情報システム学部情報セキュリティ学科長
			令和 2 年 12 月	長崎県立大学副学長(情報担当)
			令和 5 年 4 月	ノートルダム清心女子大学特別招聘教授(現職)
			令和 5 年 6 月	独立行政法人情報処理推進機構 監事(非常勤)

※: 中期目標期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで

② 会計監査人の氏名または名称及び報酬

会計監査人は太陽有限責任監査法人であり、当該監査法人に対する当事業年度の機構の監査証明業務に基づく報酬の額は 10 百万円(消費税等を含む。)です。また、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する当事業年度の機構の非監査業務に基づく報酬はありません。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和 7 年度末において 575 名(前期末 525 名)であり、平均年齢は 47.0 歳(前期末 46.8 歳)となりました。このうち、国等からの出向者は 23 人、民間からの出向者は 107 人です。

「女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく独立行政法人情報処理推進機構一般事業主行動計画」に基づき公表している指標については以下のとおりです。

目標 1: 管理職に占める女性割合を 18%程度 とする(令和 7 年度末: 16.1%)

目標 2: 有給休暇取得日数の平均を 14.5 日 以上とする(令和 7 年度: 13.86 日)

目標 3: 女性職員の円滑な職場復帰

目標 4: 男性職員の育児に関する休暇等の取得促進

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度に完成した主要な施設等

該当事項はありません。

② 当事業年度継続中の主要な施設等の新設・拡充

該当事項はありません。

③ 当事業年度に処分した主要な施設等

該当事項はありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位: 百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	19,995	100,000	—	119,995
資本金合計	19,995	100,000	—	119,995

注) 単位未満を切り捨てて表示しています。

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

該当事項はありません。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳(運営費交付金、補助金、自己収入など)

令和7年度の法人単位の収入決算額は23,012百万円であり、国からの財源措置の他にも様々な収入がありその内訳は以下のとおりです。

(単位: 百万円)

区分	金額	
	金額	構成比率
運営費交付金収益	11,816	51.3%
業務収入	8,489	36.9%
補助金等収益	254	1.1%
寄附金収益	50	0.2%
資産見返負債戻入益	1,659	7.2%
引当金見返に係る収益	406	1.8%
財務収益	82	0.4%
雑益	252	1.1%
合計	23,012	100.0%

注) 単位未満を切り捨てて表示しています。

② 自己収入に関する説明

機構における自己収入として、サイバーセキュリティに関する事業のセキュリティ業務収入751百万円、受託事業収入970百万円及び情報処理技術者試験の試験手数料等収入6,696百万円などがあります。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

SDGsに関する取組みとして、社会や環境の持続可能性の確保・向上のためにグリーン購入法等の調達を組織全体で推進しています。また、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」の規定に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績を公表するとともに、具体的な措置を定める実施計画を公表しています。

なお、詳細につきましては、ウェブサイトに掲載している温室効果ガス排出抑制等に関する取組みを参照してください。

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

機構は、デジタルエコシステム創出に向けた産学官のハブ機能とガイドライン等の策定、ソフトウェア開発やデータ連携の促進、データ標準の作成、AIの安全性確保、次世代半導体の量産に向けた金融支援、人材育成のための各種プログラムの提供、デジタルスキル標準や教育コンテンツ等の発信、国家試験・資格の運営、関係機関や産業界

と連携したサイバー状況把握及び事案対処など、デジタル分野における広範かつ専門的な業務を担っています。

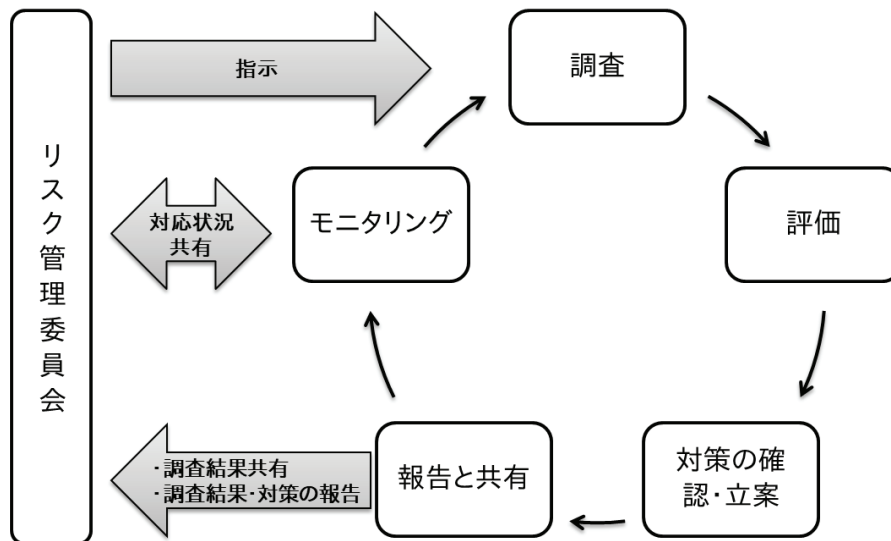
これらの活動を支えるために必要な専門的な人材、独自の知見やノウハウの蓄積、関係機関や産業界等との関係性、個別システムの保有等が機構の強みや基盤を維持・創出していくための源泉です。

7. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

機構は、業務遂行の支障となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備しています。(業務方法書第 46 条)

機構におけるリスク管理のプロセスは次のとおりです。



令和7年度は、顕在化したリスクであるインシデントの捕捉、原因分析、再発防止に重点的に取り組みました。具体的には、インシデントの報告対象に機構内システム障害、情報セキュリティインシデントの加算を含めるとともに、インシデント事案(計88件)をリスク定義別・レベル別に整理することで、原因分析・再発防止に向けたモニタリング(見える化)を促進する感度の高い組織作りに取り組みました。また、リスク管理委員会では、前年度に発生したインシデントのうち特に重大な事案について対応状況の報告を求め、モニタリングを行うことで部署ごとに抱えるリスクの共有を図り、他部署における新たなリスクの検知に寄与しました。加えて、リスク管理委員会において、リスク顕在化の状況に応じた領域ごとに再発防止策の実効性を踏まえた重点的なモニタリングを実施しました。さらに、重大なインシデントについては、役員および対応責任者も交えた活発な意見交換及び部門横断的なタスクフォースの組成を通じて、組織的な取り組みを推進しました。

上記に加え、階層別研修の実施及び専用シナリオ(インシデント発生部署と組織全体の対応両方の視点を提供)を組み込んだ生成AIを活用することで、部門横断的な対応の重要性を共有し、原因分析及び再発防止に係る能力向上と合わせて、再発防止に組織的に取り組んでいく文化の醸成に取り組んでいます。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

業務運営上の重要な課題・リスク及び、その調査状況や対応状況は、次のとおりです。

[事業の継続的遂行]

重大なインシデントの顕在化を防止するためには、軽微な段階で捕捉して対策を図ることが重要なことから、前年度から引き続き令和 7 年度も更なるインシデントの捕捉に注力しています。

併せて、首都直下地震や新型インフルエンザ等の感染症発生などを想定した事業継続計画については継続的に見直しを行うとともに、非常時対応に係る安否確認システムによる応答テストを全役職員対象に実施し、組織全体としての管理体制を再確認しました。

[情報セキュリティの確保]

「情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、教育・訓練・自己点検などの人的対策を実施することにより、機構の情報セキュリティの維持・向上を促進しました(新任者向け情報セキュリティ教育、標的型攻撃メールに関する訓練、情報セキュリティ自己点検、情報セキュリティ確認テストなど)。また、情報セキュリティ対策としては、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改定(令和 7 年度版)に基づき、機構の情報セキュリティ関係規程の改正を 3 月に完了しました。

[適切な労務管理及び効率的な業務遂行]

業務運営上の重要な課題・リスクとしては、職員の長時間勤務やメンタルヘルスの問題などがあります。

長時間勤務に関しては、毎月全職員の超過勤務時間を確認し、人事部長から役員及び各部門の長に対して毎月の超勤の状況を報告しています。そして、非管理職員において法定労働時間を超える超過勤務時間が 45 時間を超える月が一定数を超えた場合、該当職員の部門長から長時間勤務の削減に向けた対策について、役員及び人事部へ報告する運用としています。

メンタルヘルスに関しては、メンタルヘルスに関する研修(「セルフケア:全職員向け」及び「ラインケア:管理職員向け」)を実施するとともに、ストレスチェックにより、高ストレスと判定された職員や希望する職員については産業医の面談や心理師によるカウンセリングを実施し、状況の改善に努めています。

令和 7 年度下期から、四半期ごとに 1 度のパルスサーベイを開始し、役員及び部門長に報告しています。

併せて、年間最低 5 日の有給休暇取得の義務付けや勤務時間帯の変更(スライド勤務)制度などについて機構内に周知し、テレワークの活用と併せて休暇の取得や勤務時間帯の変更などがしやすく、働きやすい環境となるように、機構全体として取組みを推進しています。

[ハラスメント対応]

職員がハラスメントに関する相談を早期に信頼できる相手にできるよう外部相談窓口及び内部相談員を配置するとともに、全職員向けのハラスメントに関する研修を実施し、事案発生時はハラスメント防止等委員会を開催することにより適切な対応を行っています。

詳細につきましては、令和 7 年度自己評価書を参照してください。

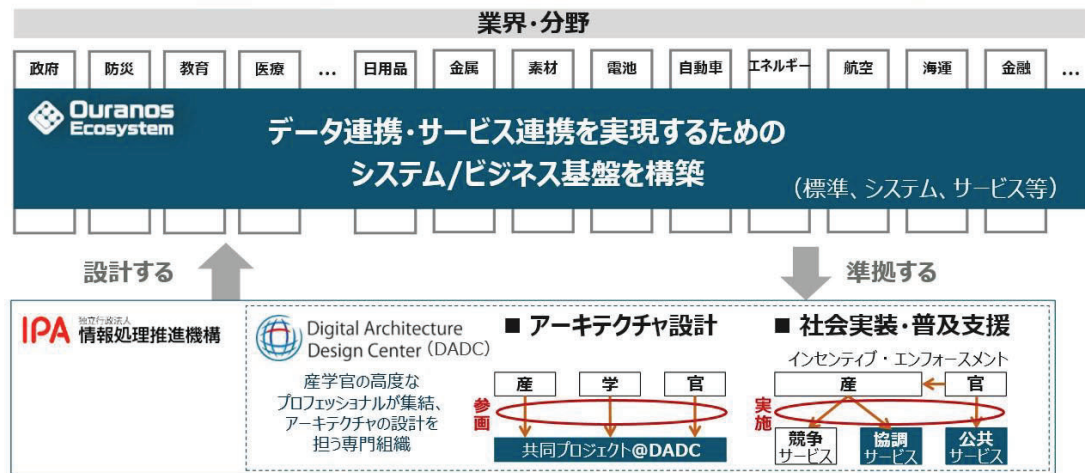
8. 業績の適正な評価の前提情報

主な事業の概要は以下のとおりです。

(1) デジタルアーキテクチャ設計、デジタル基盤整備等に関する主な事業スキーム

アーキテクチャの設計及び社会実装・普及の推進

- 政府・民間の依頼に応じ、産学官の関係者を柔軟かつ円滑に巻き込みながら、グローバルな動向を踏まえ、協調領域を中心に中立透明に Society 5.0 を実現するためのアーキテクチャを設計。
- 業界・分野を横断する共通領域として、アーキテクチャの設計、研究開発・実証、社会実装・普及の取組を推進。



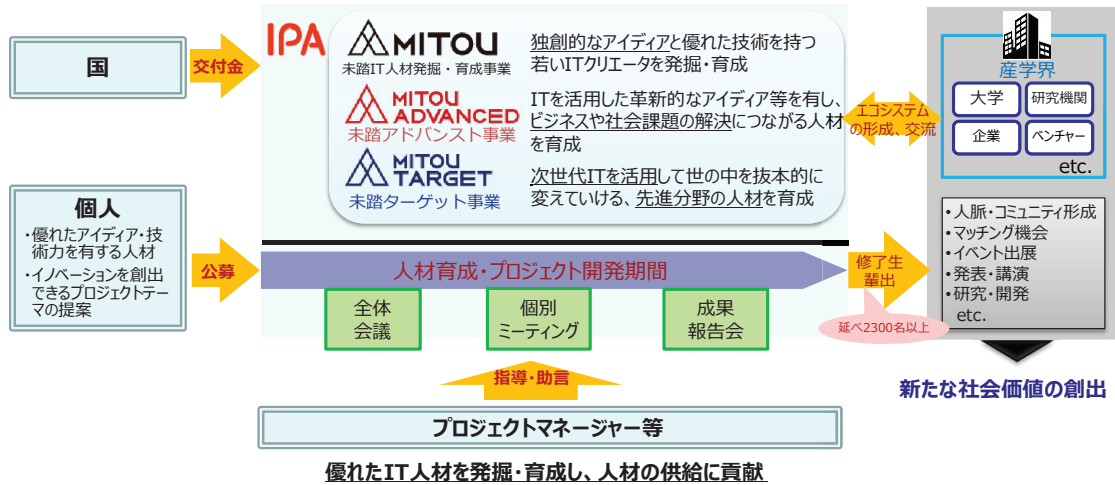
出典：2023年7月24日経済産業省「デジタルライフライン全国総合整備計画の検討状況について」をもとにIPAが作成
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/83b26b14-5c99-4268-970c-fefc1f0a7b71/c0a4f290/20230725_meeting_mobility_roadmap_outline_04.pdf

(業務実績評価のための定量的指標)

・ Society 5.0 の実現に向けた、5 以上の領域におけるアーキテクチャの設計と、ソフトウェア技術を含むデジタル基盤に関する新規のサービスの提供の開始において、5 以上の領域におけるアーキテクチャ設計を実施し、令和 5 年度からの累計で 60 点の水準を達成する。

突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供

- 未踏事業では、3つの人材育成プログラムを実施。
- ITを駆使し、イノベーションを創出できる独創的なアイデア・技術力を有する人材を発掘・育成。

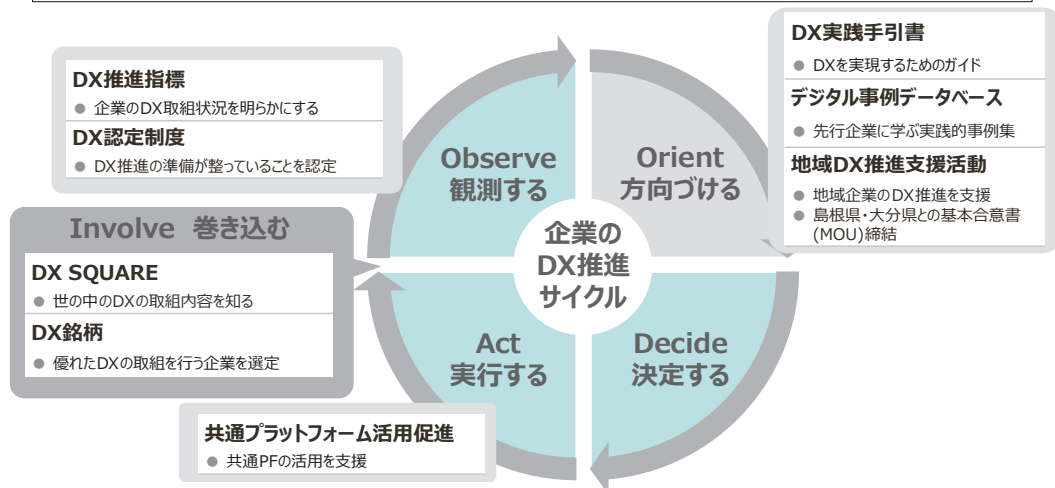


(業務実績評価のための定量的指標)

未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出やアウトリーチ活動を、新技術の創出数(知的財産権に関する出願・登録数や企業等との共同研究・開発テーマ設定数)、起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数などで総合的に捉え、合わせて25件以上とする。

企業におけるデジタル経営改革の推進

- 企業のDX取組状況を明らかにする「DX推進指標」、DX推進の準備が整っていることを国が認定する「DX認定制度」、優れたDXの取組を行う企業を選定する「DX銘柄」の各事業の実施、地域のDX推進支援活動の他、これらの事業から得られるデータの分析及び公開、DXに関する情報発信などにより企業のDX実現を支援するとともに、各施策を有機的に連動させ、企業のDX推進サイクルを加速化。



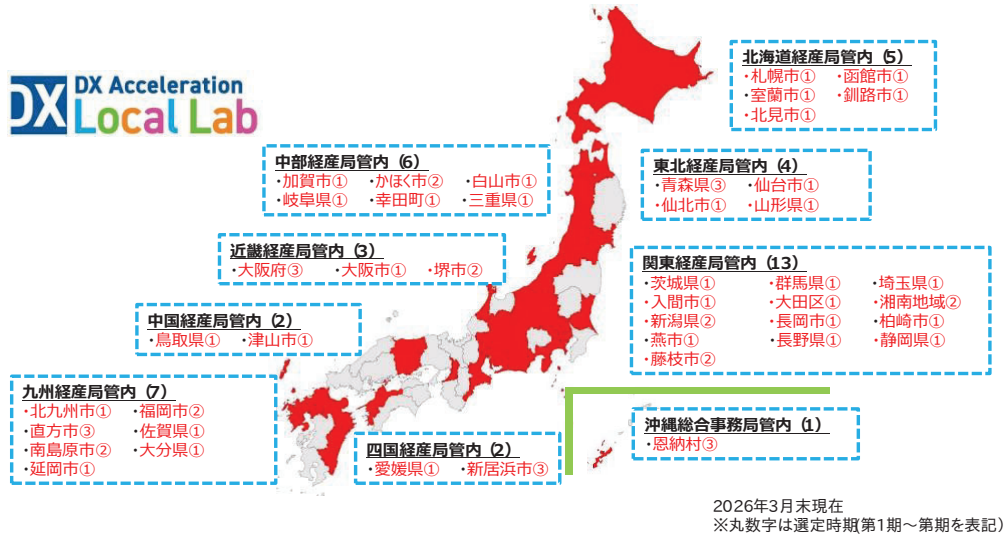
(業務実績評価のための定量的指標)

DX推進指標による自己診断実施組織数(大企業に限る)について、令和7年度246組織増加(目標220)。

地域コミュニティ支援による全国大のDX推進

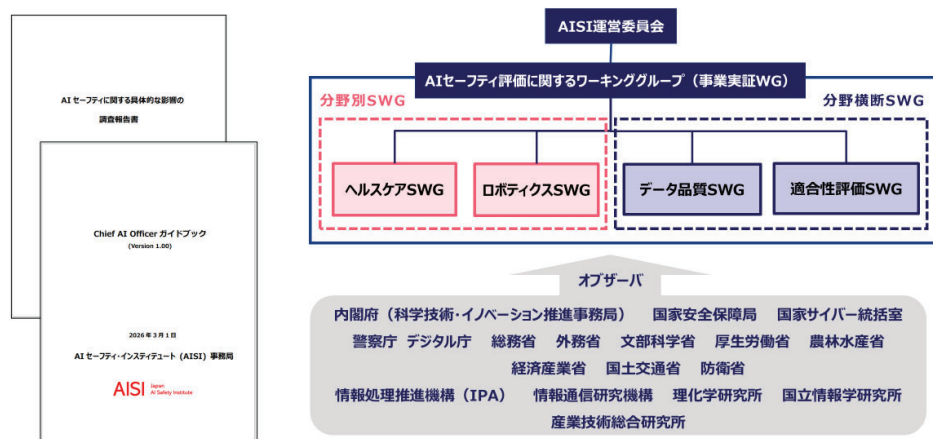
- 全国43地域に広がるDX推進ラボを通じた多様な参加者によるDX推進を支援。

地域DX推進ラボの選定状況



AIの安全性確保に係る取組

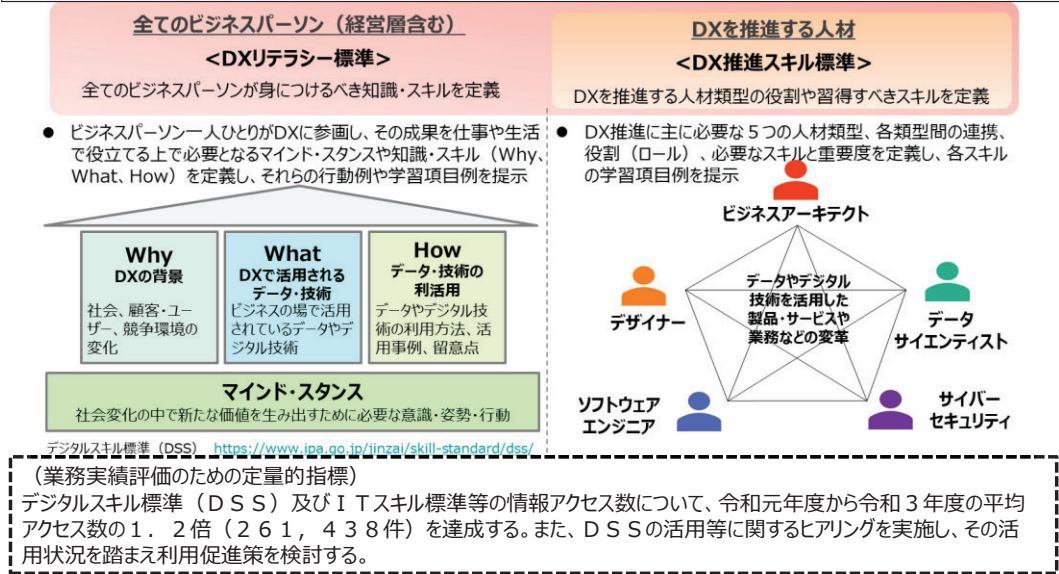
- AISIは、12府省庁・5関係機関が横断的に参画する政府関係機関で、事務局はIPA内に設置。
- 日本におけるAIの安全性の中心機関として、AIの安全安心な活用が促進されるよう官民の取組を支援。
- 令和7年度は「Chief AI Officerガイドブック」等の成果物を公表・改訂するとともに、国際連携に関する業務を遂行。
- また、民間事業者との連携強化に向け、AIセーフティ評価に関するワーキンググループを運営し、事業実証を実施。



(2) デジタル人材育成に関する主な事業スキーム

デジタルスキル標準の整備・情報発信

- デジタルの担い手がIT人材からデジタル活用して変革をもたらす人材へと変化。DX・AI時代に必要な人材像をデジタルスキル標準（DSS）として整理。個人の学習、企業の人材育成・確保の指針に。
- ①市場に提供される人材育成プログラムやスキル評価サービスがDSSに準拠し、②大手中心にDSSに基づく社内人材育成が加速。
- 新しい技術の登場や普及、産業構造の変化等を踏まえ、DSSの見直しを継続的に実施（令和8年4月：AIトランスフォーメーションの進展やそれに伴うデータ活用の重要性などに鑑みてデータマネジメント等に関する改訂を公表）



デジタル人材育成プラットフォームを通じたデジタル人材育成推進

- デジタルスキル標準にも対応した、デジタルに関する知識・スキルを身につけることができるポータルサイト「マナビDX」を運営。
- また、個人のスキル・キャリアを視覚化して一元的に管理し、目指す人材像に向けた更なる学習機会を提供する「デジタル人材スキルプラットフォーム」を現在構築中（令和9年春頃にリリース予定）。

2026/3/31 現在
パートナー：322
登録講座：686

https://manabi-dx.ipa.go.jp/

マナビDXは
デジタル知識・スキルが身につく“学びの場”

学習プラン

これから学習する講座

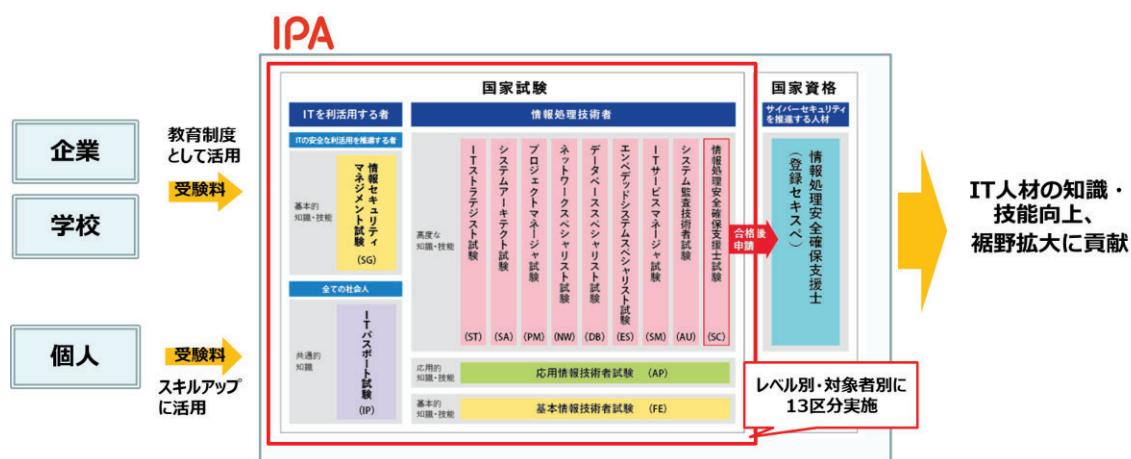
受講中の講座

受講済みの講座

（業務実績評価のための定量的指標）
「マナビDX」のアクセス数について、30万件以上を達成する。あわせて、マナビDXを通じて、リスキングを中心としたデジタル人材育成の拡大を目指す。

国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進

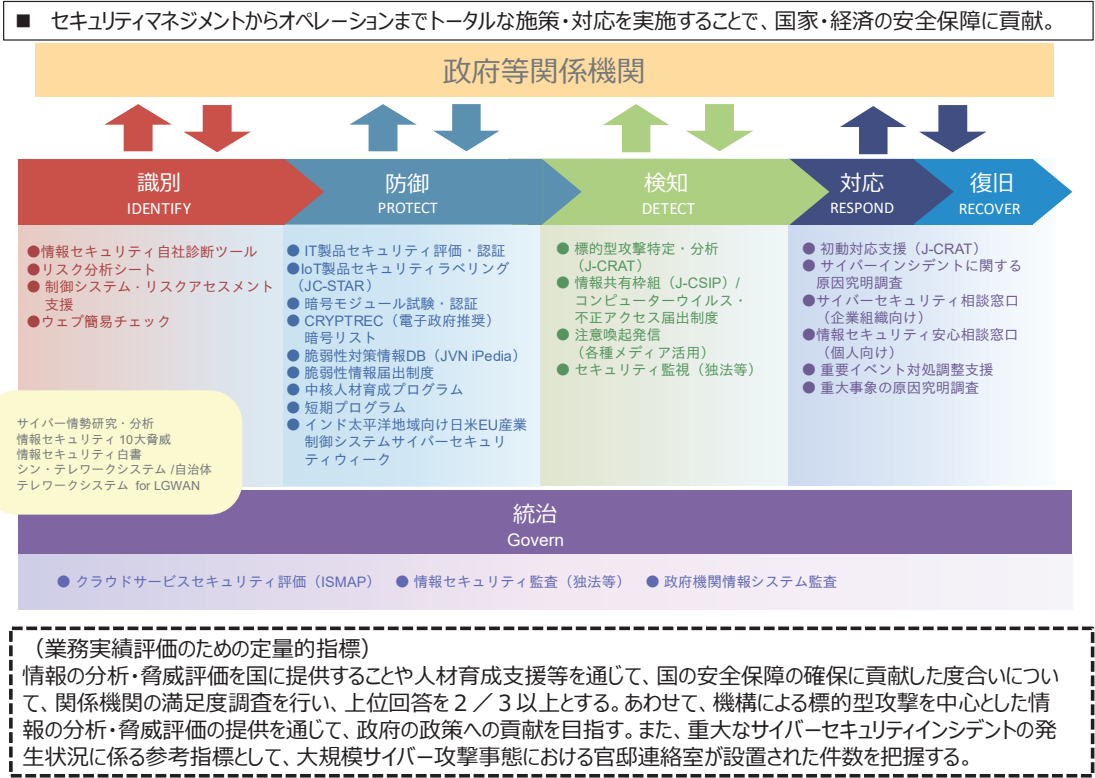
- 経済産業省が、情報処理技術者としての「知識・技能」が一定以上の水準であることを認定している **国家試験**。
- AIやデジタル技術が業種・業界に関係なく全ての企業において必要なる中、時代のニーズに合わせた新しい人材育成体系の実現を目指して見直しを実施しており、**令和9年度から新試験制度に移行予定**。



（業務実績評価のための定量的指標）
令和7年度情報処理技術者試験、情報処理安全確保支援士試験の応募者数について、デジタル化の進展やITをとりまく環境変化、技術の高度化、デジタル社会で広く求められるITリテラシーなどを踏まえた試験問題を作成するとともに、産業界・教育界（大学、高等専門学校、高等学校など）等に対する試験の周知を図るなど応募者数増加に資する取組等によって、応募者数544,090人以上を達成する。

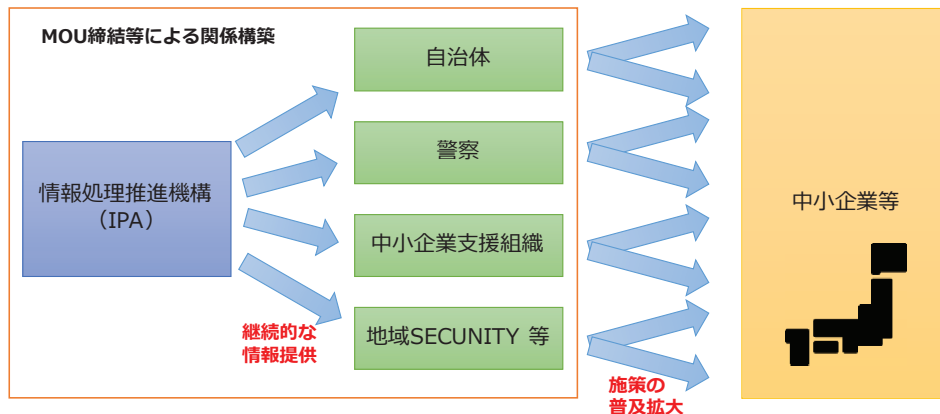
(3)サイバーセキュリティの確保に関する主な事業スキーム

国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献



「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供

- 各地域でサイバーセキュリティ対策支援を実施する自治体、都道府県警察、団体等との連携体制を構築し、機構が提供する制度や各種施策に関して継続的な情報提供を行うことで、中小企業等の底上げ支援と国民のリテラシーを向上させる取組。



(業務実績評価のための定量的指標)

令和7年度において、10以上の自治体・中小企業等の関係団体と連携する。あわせて、連携組織との関係を継続し、より深化させていくことがサプライチェーン全体のレジリエンス向上の観点で重要であることから、MOU締結等の関係構築を図り、継続的な情報提供等を行う。

人材育成の推進とサイバー技術の活用促進、海外機関との連携

- 社会インフラ・産業基盤事業者において、海外主要機関と連携し、自社システムのリスクを認識しつつ必要なセキュリティ対策を判断できる人材を育成するプログラム提供等を行う取組。



(業務実績評価のための定量的指標)

- ・ 第5期中核人材育成プログラム以降の修了者の活動数について、560件以上とする。(修了者の所属企業での取組み件数に加え、社外でのセミナー、カンファレンスでの講演、業界紙等への寄稿、人材育成プログラム等の支援など、社会のサイバーセキュリティ向上に貢献する取組をカウントする。)
- ・ 海外主要機関との関係構築を図り、継続的な意見交換を実施する機関数を8機関以上とする。

9. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業績成果・業務実績

① Society5.0 の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進

○空間情報領域と自律移動ロボット領域において、ガイドラインをそれぞれ公開(各 10 点)したことで、アーキテクチャ設計及び新規サービス提供などに取り組む案件毎の進捗段階の総和は、令和 7 年度で合計 20 点となり、令和 5 年度からの累計で 60 点(目標値比 100%)を達成しました。空間情報領域では、機構が中心となって関係機関と連携し、有識者検討会や実証事業の成果をもとに空間 ID の規格を策定するとともに、実証事例や極域への対応を踏まえて継続的にガイドラインの更新や情報公開を実施しました。さらに、標準化団体である OGC(Open Geospatial Consortium)に参画し、空間 ID の国際標準化に向けた取組を開始しました。自律移動ロボット領域では、埼玉県秩父市においてドローン航路間の相互乗り入れの実証飛行が成功(令和 8 年 3 月)し、ドローンを飛行させる航路を共有する協調領域を実現しました。

○デジタルアーキテクチャに関する取組として、政府の「第 2 期デジタルライフライン全国総合整備実現会議」等の運営を通じてアーリーハーベストプロジェクトを推進しました。具体的には、「実証実験用車両情報連携システム仕様書(仮仕様)」(令和 7 年 4 月公開)に基づいた「自動運転サービス支援道」に関する実証実験を実施しました(令和 8 年 3 月)。

○ウラノス・エコシステム・イニシアティブに係るデータスペースの社会実装を実現する技術コンセプトとして、新たに「Open Data Spaces(ODS)」を提言しました。加えて、日本に複数あるデータスペースの主要な取組を、一つの共通的な技術コンセプトへ統合し、オープンで中立的な技術コンセプト及びそれを構成する技術仕様として策定しました。また、ODS を我が国におけるデータスペースの取組の共通仕様と位置付け、国内外に推進することを、(一社)データ社会推進協議会(DSA)、ロボット革命・産業 IoT イニシアティブ協議会(RRI)、東京大学大学院情報学環と、令和 7 年 10 月に合意し、公表しました。さらに、産官学の協力の下、ODS の技術コンセプトの取りまとめを行い、国際的な相互運用性の確保のため、国内外での講演、ネットワーキング活動等を開始しました。ODS の技術コンセプトは、電動車向けバッテリートレーサビリティプラットフォームやドローン航路などに導入され、社会システムへの実装が進行し、各産業、事業者で異なっていた技術コンセプトに対して、協調領域における共通の技術コンセプトとして ODS は機能しました。ドローン航路においては、静岡県浜松市、埼玉県秩父市の上空に当該技術コンセプトを用いて、複数の航路を整備、開通し、新方式の物流を開始しており、地方の山間部へ、患者への医薬品の輸送などを既に実現しました。

○令和 7 年度よりデジタル庁に共管化され、緊密な連携の下、デジタル庁から受託した「令和 7 年度データ連携促進に向けたデータ標準等整備事業」を着実に実施しました。また、国内における官民データ連携の促進を目的として、デジタル庁及び(一社)日本経済団体連合会(経団連)とともに「デジタルエコシステム官民協議会」の共同事務局を運営し、当該協議会の立ち上げや、関係者間の調整、議論の整理、会議運営等を実施しました。

○ソフトウェアモダナイゼーションの推進について、日本社会や産業界の目指す方向性からのバックキャストで検討する「ソフトウェアモダナイゼーション委員会」にて、ソフトウェア等の動向調査や Software-Defined Society に関して取りまとめた報告書及び紹介コンテンツを複数公開し、ソフトウェアの価値を最大化して持続可能な経済社会の実現を促進するための道筋を提示しました。

○AI 安全性確保に係る取組について、令和 7 年度中に複数の成果物を取りまとめ公表しました。特に、「データ品質マネジメントガイドブック」(令和 7 年 12 月)及び「Chief AI Officer ガイドブック」(令和 8 年 3 月)は、国内外からの注目度も高く、AI 安全性における我が国のプレゼンス向上に貢献しました。また、民間事業者との連携強化に向けたワーキンググループにおいて、分野別(ヘルスケア、ロボティクス)の AI 安全性の実証及び評価ガイドを取りまとめたほか、AI システムの開発者や提供者による AI 安全性の評価活動を推進するための検討タスクフォースの設置など、国

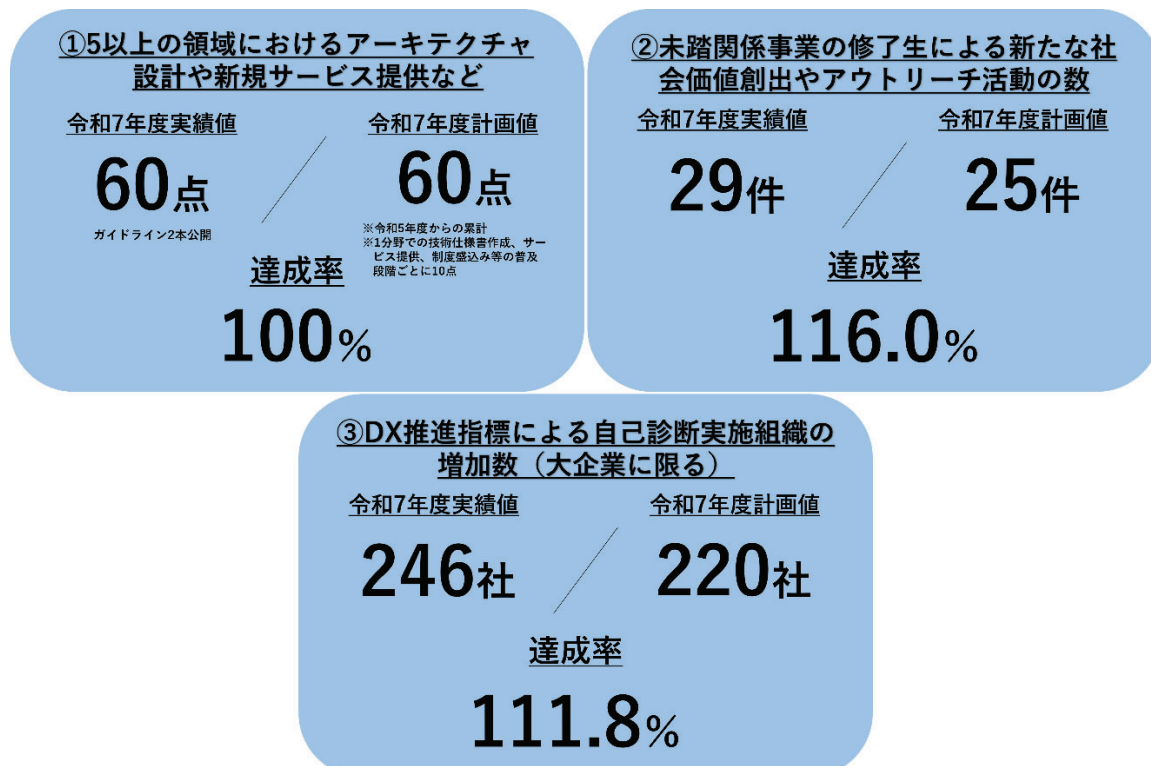
内における取組を充実させるとともに、各国 AISI 相当機関との議論を積極的に行い、国内外の関係機関等との関係構築にも尽力しました。

○未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出やアウトリーチ活動の件数について、新技術の創出数(知的財産権に関する出願・登録数や企業等との共同研究・開発テーマ設定数)、起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数など 29 件(目標値比 116.0%)を達成しました。また、継続的な普及促進活動の結果、育成規模の拡大を実現しました(令和 7 年度 149 人、前年度比 16 人増)。加えて、令和 7 年度から未踏アドバンスト事業において二期制を開始するとともに、未踏人材の活躍機会の拡大などに向け、(国研)産業技術総合研究所量子・AI 融合技術ビジネス開発グローバル研究センター(G-QuAT)と量子コンピューティング技術の産業化を担う人材の育成及びこれによる量子技術の産業化の推進に向け、連携協定を締結しました(令和 7 年 4 月)。

○DX 推進指標ベンチマークレポートや DX 推進指標分析レポートの公開、DX 情報提供ウェブサイト「DX SQUARE」の運営などによる普及活動を進めた結果、DX 推進指標による自己診断実施組織数(大企業に限る)について、246 組織(目標値比 111.8%)を達成しました。また、地域 DX を促進するため、DX 施策、人材育成、セキュリティ対策といった関連情報を、地域 DX 推進ラボを通じて一体提供しました。

○DX 認定制度において、申請 3,356 件(前年度比 104%)、新規認定 539 社(前年度比 120%)、更新 575 社(前年比 183%)と件数が大幅に増加しました。また、令和 5 年度に検討した審査業務効率化のための BPR 改善施策のうち、システム化による施策の一つとして認定申請方法のウェブフォームへの切り替えを実施しました(令和 7 年 8 月下旬)。

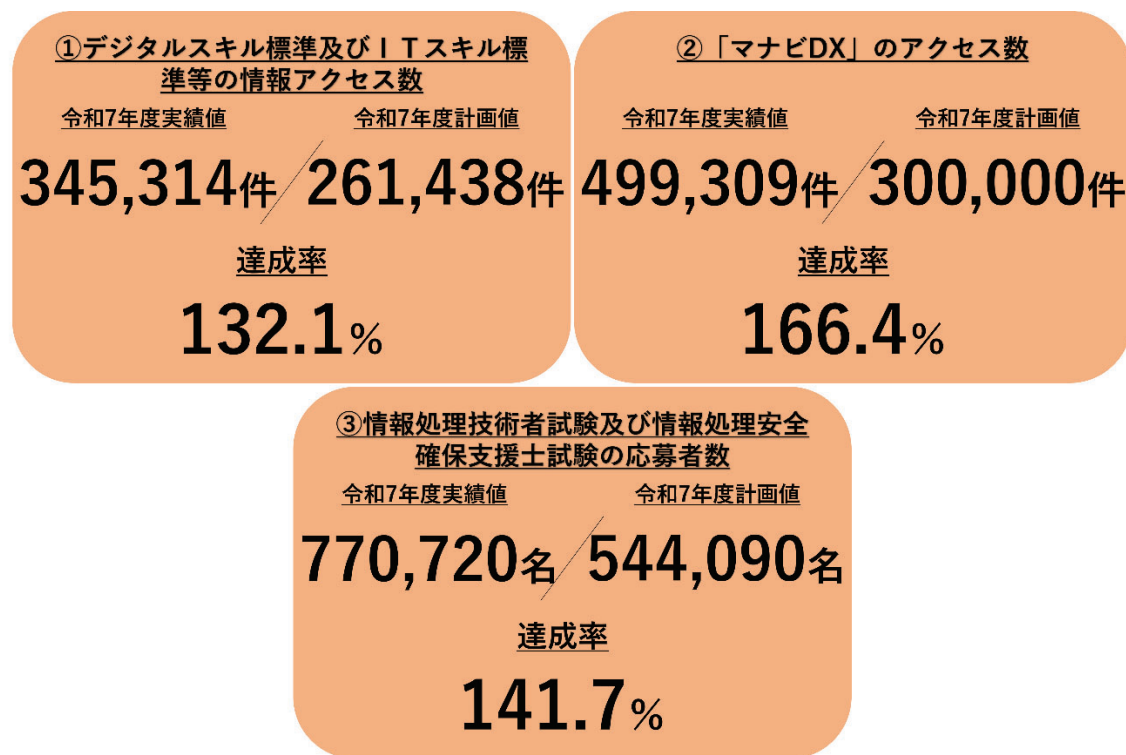
○「情報処理の促進に関する法律」の改正に伴う業務追加を受け、次世代半導体の量産等に向けた金融支援体制を立ち上げ、関連規定の整備、投資契約及び株主間契約を締結し、Rapidus(株)に対する 1,000 億円の出資を実施したことにより、当初の想定を上回る 32 社から合計 1,676 億円の民間出資を誘引し、官民協調の次世代半導体の製造基盤の整備に大きく貢献しました。



「Society5.0 の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進」
の評価指標に係る達成状況

②デジタルトランスフォーメーション(DX)を担うデジタル人材の育成推進

- デジタルスキル標準(DSS)の企業インタビュー事例や、令和8年4月のDSS改訂に向けた調査結果、デジタル人材育成モデルの令和6年度検討版、令和6年度公開のアジャイル開発関連資料、ITSS+のデータサイエンス領域令和7年度改訂版、メールマガジンや各種イベント参加といった普及・情報発信活動により、DSS及びITスキル標準(ITSS)などの情報アクセス数が、345,314件(目標値比132.1%)を達成しました。
- 経済産業省と連携し、情報処理技術者試験制度の改革およびデジタルスキル標準(DSS)の見直しを一体的に検討しました。具体的には、データの安全性と信頼性を確保して高品質なデータを精製する「AI-Ready化」を促進し、AIを活用することで付加価値を向上させる「AIトランスフォーメーション(AX)」を担う人材として、「データマネジメント」をDSSの類型に追加しました。また、AI実装・運用、AIガバナンスといったスキル項目を追加し、ビジネス変革に関する役割とスキル項目について見直した「DSS2.0」を公表しました。加えて、試験制度改革において、「DSS2.0」改訂に合わせた「データマネジメント試験(仮称)」を設置した他、現行全13区分のうち10区分にあたる応用情報技術者試験・高度試験を、「マネジメント、データ・AI、システム」の3区分からなる「プロフェッショナルデジタルスキル試験(仮称)」に再編しました。また、試験区分の体系を、人材像をベースとしたこれまでの試験区分から、幅広いスキルを身につける試験区分に変更するとともに、ITパスポート試験の出題内容の見直しや令和8年度からの全試験区分のCBT化など、試験区分・問題作成・実施方法に及ぶ広範な改革を、令和9年度試験から実施することを公表しました(令和8年3月)。
- 「マナビDX」について、ユーザー拡大と講座数拡大の2つの観点からサイトの価値向上を目指し、Web広告(令和6年度開始)を継続的に出稿するなど各種取組を実施したことで、アクセス数が499,309件(目標値比166.4%)を達成しました。また、講座提供が見込まれる事業者に対し、令和6年度に実施したサイトリニューアルによる利便性の向上を周知するとともに、デジタル人材スキルプラットフォームに関する説明会を開催する等、講座提供事業者の拡大を図り、登録講座数が746講座(前年度末738講座)に増加しました。
- DSSに基づき個人のスキルを蓄積・可視化し、継続的なスキルアップを促す「デジタル人材スキルプラットフォーム」の開発を促進するため、プラットフォーム開発を担う「人材エコシステム開発部」と、DSS・マナビDXサービスを担う「人材スキルプロモーション部」を統合し、「人材プロモーションサービス部」を新設しました(令和7年7月)。2027年のサービス開始に向けて要件定義と開発に着手し、マナビDXの統合や、DSSアセスメントと試験システムの連携、データ分析、レコメンド機能など、プラットフォームの各種コアサービスの設計を開始しました。
- 情報処理技術者試験及び情報処理安全確保支援士試験について、SNS(X、Facebook)の活用、企業訪問(オンラインなど含む)、活用事例収集・公開など積極的な広報活動を展開し、応募者数は770,720人(目標値比141.7%、前年度比103.9%)で、2年連続70万人超、過去21年間で最多となりました。また、受験手数料収入は全体で57.8億円(前年度比約104.0%)となりました。



「デジタルトランスフォーメーション(DX)を担うデジタル人材の育成推進」
の評価指標に係る達成状況

③サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保

○セキュリティ関連事業の令和7年度の取組について、関係する政府機関等に対して、事業の満足度に関するアンケートを実施しました。回答数34件のうち32件が、4段階中上位2段階の高い評価になりました(上位2段階の回答数の割合94.1%、目標値比141.2%)。また、サイバー情勢に係る各種分析情報提供やインシデント対処支援、人材育成等への協力に加え、ISMAP、JC-STAR、SCS対策制度など国家・経済安全保障に係る各種制度の運用・改善・詳細設計など、幅広い業務に適切に対応するとともに、サイバー対処能力強化法の施行(令和8年10月予定)に向けた新たな取組も着実に実施することで関係機関に大きく貢献しました。加えて、業務運営上限られたリソースの中で新たな業務が増え、令和6年度より実績創出の困難度が高くなっているにも関わらず、目標値を大きく上回る9割超の上位評価を獲得しました。

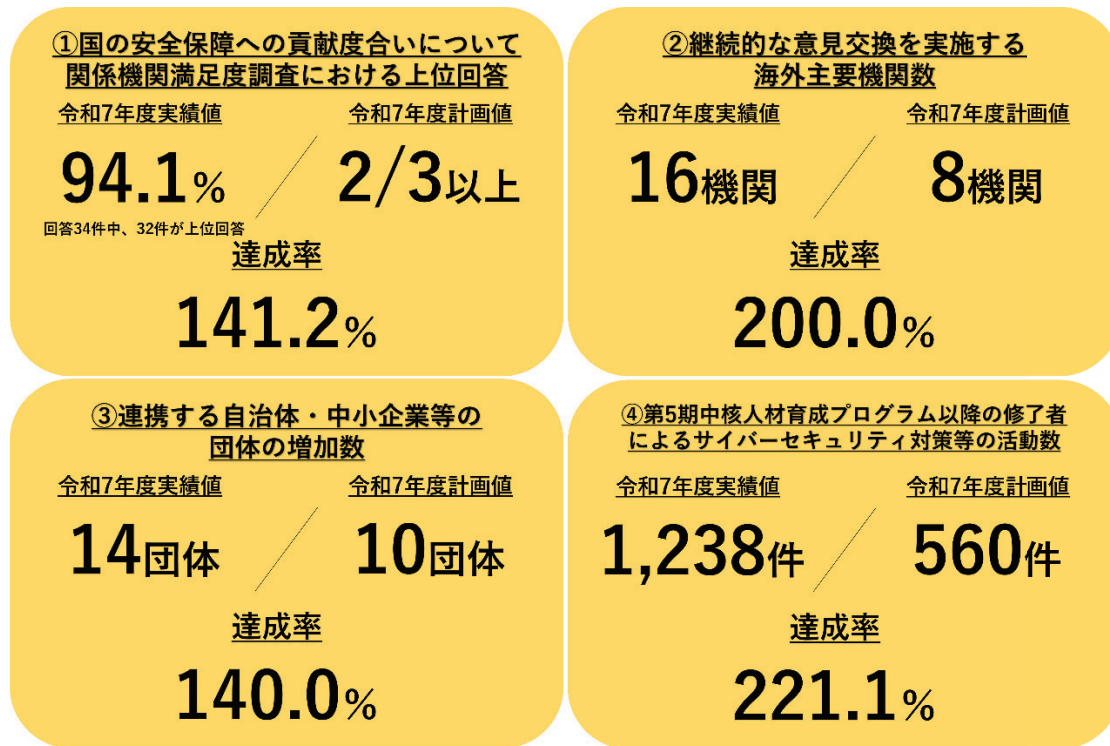
○継続的な意見交換を実施する海外主要機関として、「インド太平洋地域向け日米EU産業制御システムサイバーセキュリティウィーク」や中核人材育成プログラムにおける海外派遣演習、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センターにおけるOTセキュリティトレーニング実施などを通じて9機関と連携しました。加えて、「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(JC-STAR)」の相互承認や将来的な連携に向けて7機関と意見交換などを通じて連携強化しました。また、「ISO/IEC 15408(Common Criteria)認証」の国際相互承認スキームへ参画し、令和7年10月まで議長として会議を主導しました。その他、「制御システムのリスクマネジメント」に関する共同プロジェクトの実施に向けた連携(1機関)や、「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」に関する意見交換(2機関)を実施し、令和7年度においては合計16機関(目標値比200.0%)と連携しました。※4機関重複。

○連携する自治体・中小企業等の団体数について、14団体(目標値比140%)を達成しました。

○第5期中核人材育成プログラム以降の修了者が行ったサイバーセキュリティ対策の向上に資する活動数について、

1,238 件(目標値比 221.1%)を達成しました。(現場等における教育プログラムの作成、改善、社内教育、訓練の実施等(58 件)、システムのセキュリティに係る運用、保守の改善の提案又は実施(56 件)、セキュリティ機能の設計、改善の提案又は実装(55 件)、セミナーでの講演や人材育成プログラムでの講師など修了者の社会へのサイバーセキュリティ向上に貢献する取組(134 件)、ほか)

- 香港、シンガポール、タイ、東京の 4 か所に機器を設置し、国際連携用ネットワークを構築しました。
- 地域経済産業局や経済団体等と連携して中核人材育成プログラムの修了者や受講者に講演等の機会を創出し、企業・地域でのセキュリティ意識の向上に資するとともに、修了者や受講者の活躍を支援しました。
- 国家支援型サイバー攻撃対策として、サイバーレスキュー隊(J-CRAT)及びサイバー情報共有イニシアティブ(J-CSIP)を継続運用しました。とりわけ、地政学・経済安全保障とサイバーセキュリティの両視点からの統合的分析(APT 攻撃やサイバー情勢に関する分析)を行い、その成果を、関係機関と連携を図りながら、政府関係組織や業界各方面に情報提供するほか、潜在的な攻撃ターゲットとなるリスクがある関係方面に注意喚起を行うなどを通じて、重要インフラ・重要産業分野・政府関係機関などに対するサイバー攻撃の早期発見・被害低減などに貢献しました。
- 令和 7 年に成立したサイバー対処能力強化法及び同整備法において、機構が法定事務委託先として明記されたことを踏まえ、本法の施行に向けて国家サイバー統括室の各種準備に協力しました。
- 独立行政法人などの情報システムに対する不正な活動の監視、独立行政法人など 33 団体に対する監査(NCO 委託事業)、デジタル庁 3 システムの監査、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP 制度)の運用など、引き続き政府のセキュリティ施策に貢献しました。
- 産業界主導による業界連携のプラットフォームであるサプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム(SC3)と連携しながら、サプライチェーンのセキュリティ強化に向けた検討を進め、経済産業省と国家サイバー統括室によるセキュリティ対策評価制度の検討に貢献しました(制度構築方針は令和 8 年 3 月に公表(機構がスキームオーナー))。これにより、サプライチェーン全体の強靱性の向上に向けた制度の検討に貢献しました。
- 「SECURITY ACTION 制度」(セキュリティ対策の自己宣言制度)は、宣言者数 45 万件を達成しました。また、「サイバーセキュリティお助け隊サービス制度」は、47 事業者 90 サービスが登録しました(令和 8 年 3 月 1 日付)。
- 「脆弱性関連情報届出受付制度」について、着実な運用(累計受付件数 20,065 件)を行うとともに、脆弱性対策情報の公表(142 件、緊急対策 2 件、注意喚起 4 件)、及び特定分野・組織への優先的な情報提供(電力分野:5 回、政府機関:5 回)を実施しました。
- IoT 製品のセキュリティ対策の強化のため、経済産業省とともに「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(JC-STAR)」の★1 の申請受付(307 件)・適合ラベル発行(199 件)を実施し、ニュースリリースを 4 件発表しました(令和 7 年 5 月 21 日(ラベル発行開始)、10 月 23 日(グローバル・サイバー・セキュリティ・ラベルイニシアティブ(GCLI)加盟)、11 月 6 日(日英相互承認合意)、令和 8 年 3 月 18 日(日星相互承認合意))。また、制度の安定的な運用と利用拡大を図る観点から、政府調達等への義務付けなどインセンティブ付けに向けた働きかけを政府関係機関及び業界団体に対して実施しました。加えて、制度周知に向け、セミナー講演のほか、業界団体と共同でイベントを 2 件実施。海外類似制度との相互承認に向け、シンガポールと英国との間で相互承認を締結し、また、米国、EU、ドイツ及びオーストラリアの関係当局との交渉に経済産業省とともに参加しました。
- 若年層の優秀なセキュリティ人材の発掘・育成のため、セキュリティ・キャンプを開催し、全国大会 79 名、ネクスト 9 名、ジュニア 7 名、コネクト 40 名が参加しました。また、裾野を広げる観点から、特定領域(AI や脅威動向分析)の専門性と高度なサイバーセキュリティの知見の双方を兼ね備えた人材の発掘・育成を目的に「セキュリティ・キャンプ コネクト」を新たに設置しました。過去の修了生が講師等を行うなど、人材育成のエコシステム確立に貢献しました。



「サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保」
の評価指標に係る達成状況

④業務運営の効率化、財務内容の改善等

- 組織及び業務運営の礎として理事長のリーダーシップの下、第五期中期目標期間のミッション、ビジョン、バリュー（MVV）（令和5年4月策定）を組織目標や人事評価に活用する等、引き続き励行しました。
- 政府などの意向を踏まえつつ、セキュリティセンターの体制の再編や、経営企画センターの新設、金融支援部の設置、執行役員制度の導入など、迅速かつ機動的に組織体制を変更しました。
- 実際に政策を実行する「政策実施機関」の立場として、現場の顕在化した課題や社会ニーズを踏まえた施策案を機構内で検討し、主務省庁へ提案しました。
- 予算の執行状況や残額の状況を可視化した「経営ダッシュボード」により、役員・幹部のモニタリングを強化するとともに、より迅速かつ円滑な経営判断を実現。また複数年度の収益化単位の運用により、不用額を約2.2億円に抑制（前中期計画期間平均約10億円／年）、無駄のない予算執行に大きく貢献。
- 機構の人材確保のため、昨年度に引き続き新卒採用のプロモーション強化、中途採用におけるエージェント型採用の活用により採用を継続し、職員数（令和7年度末時点）700名（前年度34名増）と人材確保が進展しました。また、プロフェッショナル職種の認定、職員研修の実施、職員情報の整備、人事制度の見直し、出向元組織からの受入れの効率化など、人事制度改革を推進しました。
- 財務会計業務の効率化のため、財務会計システムにおける謝金機能の運用を開始しました。
- 機構のDX推進指標の自己診断結果における成熟度レベル平均スコアについて、2.6（目標値比104%）を達成しました。また、機構のDXに係る取組として、機構内の情報システム全体図作成を通じた状況の把握、PMO（Portfolio Management Office）を通じた事業部門のITシステム企画を継続的な支援、機構のITシステムを安全に稼働させるためのAWS及びAzure上の自社クラウド基盤構築の促進、機構の生成AI活用による機能強化や利用技術の整備及び特定業務への組込み、機構内の経営課題（ナレッジ共有・活用）の解決策を考察するアイデアコンテストの開催、

などを実施しました。

- 一般管理費について、前年度比 3.0%の効率化を達成しました。また、業務経費について、前年度比 1.0%の効率化を達成しました。
- 地域事業出資業務について、令和 4 年度決算額と比較した令和 7 年度末の関係会社(地域ソフトウェアセンター)株式評価差額金の増加(222 百万円)及び受取配当金などの経常収益(26 百万円)の合計 248 百万円(目標値比 165%)を達成しました。
- 一般勘定の自己収入について、中核人材育成プログラム等受講料、IT セキュリティ評価及び認証制度における認証申請手数料、未踏会議における展示料収入、各種書籍販売収入など、371 百万円(前年度比 19 百万円増)を達成しました。
- 試験勘定において、受験手数料収入全体で前年度比約 3.9%増加し、57.8 億円。また、試験勘定における繰越欠損金は前年度から約 5 億円減少し、約 0.6 億円。持続的な試験運営のための財務の改善を達成しました。
- ウェブ媒体における記事掲載件数について、4,812 件(目標値比 192.5%)を達成しました。また、急拡大する機構の姿およびその魅力や価値を再定義するためのリブランディング・プロジェクトを実施し、大阪・関西万博及び CEATEC2025 への出展を通じて、近畿圏を含む全国への機構ブランド発信を実現しました。加えて、報道および SNS の発信体制を強化することで、日常的な発信業務【プレスリリース、SNS】に加え、イベントにおけるメディア露出向上も達成し、国民への情報発信の重要メディアであるウェブサイトのリニューアル及びアクセシビリティの改善も継続実施しました。
- 国際・産業調査部を新設し、国内外の産業調査分析、国際戦略推進体制を強化しました。また、欧州現地拠点を持つ機関との連携等、国内外有識者とのコネクションを形成し、米州、欧州、アジア等のデジタル化、政策動向の 1 次情報収集力強化を実現しました。加えて、国内では 2025 年 8 月の「国内外デジタル化動向を踏まえたデジタルエコシステムのあり方に関する検討会」における議論の中間とりまとめを経済産業省・デジタル庁に共有し、政策検討に貢献しました。
- 日米独企業における DX の戦略、技術利活用、人材育成等の状況を取りまとめた「DX 動向 2025」や関連するディスカッションペーパー、また AI やデジタルエコシステム等の国内外における最新動向に係る情報を収集・分析し、発信しました。また、国内外最新動向については週次で共有し、情報の迅速な提供および戦略形成に貢献しました。

(2) 自己評価

機構は「デジタルで豊かな社会に」(デジタル技術の利用促進を通じ、国民の豊かな暮らしを実現します。)をミッションとし、役職員一体となって業務を推進してまいりました。令和 7 年度は年度計画及び第五期中期計画に基づき、国民に対して提供するサービスとして、「Society5. 0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進」、「デジタルトランスフォーメーション(DX)を担うデジタル人材の育成推進」、「サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保」を 3 つの大きな柱として掲げ、それぞれの目標の達成に向け、業務運営を行ってまいりました。

各業務における取組結果(自己評価)と行政コストとの関係について次表に示します。

詳細につきましては、自己評価書を参照してください。

令和7年度項目別評価総括表

項 目	評価 (注 2)	行政コスト
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1. Society5. 0の実現に向けたアーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進	S	4,368 百万円
＜デジタル基盤業務＞		
(1)ビジョンの具体化、アーキテクチャの設計、データ標準の作成及び社会実装・普及の推進		
(2)安全、安心で信頼できる AI の普及に向けた AISI 業務の遂行		
(3)突出した人材の発掘・育成・支援及び活躍の機会の提供		
(4)企業におけるデジタル経営改革の推進		
(5)地域コミュニティ支援による全国大の DX 推進		
＜先端半導体・人工知能関連技術業務＞		
(6)次世代半導体の量産等に向けた金融支援		
2. デジタルトランスフォーメーション(DX)を担うデジタル人材の育成推進	A	7,107 百万円
＜デジタル人材育成業務＞		794 百万円
(1)デジタルスキル標準の整備・情報発信		
(2)デジタル人材育成プラットフォームのポータルサイト「マナビ DX」を通じたデジタル人材育成推進		
＜情報処理技術者試験業務＞		6,313 百万円
(3)国家資格・試験制度を通じたデジタル人材育成推進		
3. サイバー・フィジカルが一体化し、サイバー攻撃が組織化・高度化する中でのサイバーセキュリティの確保	A	8,438 百万円
＜サイバーセキュリティ業務＞		
(1)国家の安全保障／経済安全保障の確保への貢献		
(2)「誰も取り残さない」サイバーセキュリティの確保と各主体の自主的なセキュリティの取組を支えるインフラの提供		
(3)人材育成の推進とサイバー技術の活用促進		
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
＜法人共通業務＞	B	3,059 百万円
(1)機動的・効率的な組織・業務の運営及び人材確保等		
(2)業務経費等の効率化		
(3)調達の効率化・合理化		
(4)IPA－DX の推進等を通じた業務運営の効率化		
Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置		
＜法人共通業務＞	B	(再掲)
(1)運営費交付金の適切な執行管理		3,059 百万円
(2)自己収入の拡大		

＜情報処理技術者試験業務＞		(再掲)
(3)試験勘定の採算性の確保		6,313 百万円
＜地域事業出資業務＞		-
(4)地域事業出資業務(地域ソフトウェアセンター)		
＜債務保証業務＞		0.001 百万円
(5)金融業務(債務保証管理業務)の適切な管理		
IV. その他業務運営に関する重要事項		
＜法人共通業務＞		
(1) Society5. 0の実現に向けた、デジタルエコシステムの創出	B	(再掲) 3,059 百万円
(2)内部統制の充実・強化		
(3)機構における情報管理及び情報セキュリティの確保		
(4)戦略的な調査・広報の推進		
(5)人材の確保・育成に係る方針		

(注1) ピンク色はセグメント区分を表しています。

(注2) 評価区分

S: 目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られている。

A: 所期の目標を上回る成果が得られている。

B: 所期の目標を達している。

C: 所期の目標を下回っており、改善を要する。

D: 所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

過年度の総合評価

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
評価 (※)	A	A			

(※) 評価の説明

S: 目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られている。

A: 所期の目標を上回る成果が得られている。

B: 所期の目標を達している。

C: 所期の目標を下回っており、改善を要する。

D: 所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(参考)事業毎の評定

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
1. アーキテクチャ設計やデジタル基盤提供の推進	A	A			
2. デジタル人材の育成推進	A	B			
3. サイバーセキュリティの確保	A	S			
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項					
業務運営の効率化	B	B			
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項					
財務内容の改善	B	B			
Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項					
その他の事項	B	B			

10. 予算と決算との対比

要約した法人単位決算報告書

(単位:百万円)

区 分	令和7年度		
	予算	決算	差額理由
収入			
運営費交付金	20,639	20,639	実績額の減
国庫補助金	320	254	
政府出資金	100,000	100,000	
受託収入	981	970	
業務収入	7,271	7,544	雑収入の増
その他収入	35	322	
計	129,248	129,730	
支出			
業務経費	125,279	117,408	繰越のため
受託経費	981	970	
一般管理費	3,526	3,632	
計	129,787	122,011	

注) 単位未満を切り捨てて表示しています。

詳細につきましては、決算報告書を参照してください。

11. 財務諸表

要約した法人単位財務諸表

注) 令和 7 年度財務諸表は、経済産業大臣の承認後に下記 URL へ掲載いたします。

① 貸借対照表

(<https://www.ipa.go.jp/about/zaimu.html>)

(単位: 百万円)

資産の部	金 額	負債の部	金 額
流動資産	25,259	流動負債	20,391
現金・預金(*1)	22,786	運営費交付金債務	16,815
その他	2,472	未払金	2,609
固定資産	86,869	その他	966
有形固定資産	5,084	固定負債	6,878
投資その他の資産	78,189	引当金	976
その他	3,595	退職給付引当金	939
ソフトウェア	2,866	その他の引当金	36
その他	728	その他	5,902
		負債合計	27,269
		純資産の部(*2)	
		資本金	119,995
		政府出資金	119,995
		資本剰余金	△ 35,093
		繰越欠損金	△ 942
		その他	899
		純資産合計	84,859
資産合計	112,129	負債純資産合計	112,129

注) 単位未満を切り捨てて表示しています。

② 行政コスト計算書

(<https://www.ipa.go.jp/about/zaimu.html>)

(単位: 百万円)

	金 額
損益計算書上の費用	22,699
経常費用(*3)	22,608
臨時損失(*4)	0
その他調整額(*5)	91
その他行政コスト(*6)	27,724
行政コスト	50,424

注) 単位未満を切り捨てて表示しています。

③ 損益計算書

(<https://www.ipa.go.jp/about/zaimu.html>)

(単位: 百万円)	
	金 額
経常費用(*3)	22,608
業務費	19,295
人件費	5,250
減価償却費	1,964
その他	12,081
一般管理費	3,312
人件費	1,752
減価償却費	146
その他	1,413
経常収益	23,012
補助金等収益等	254
自己収入等	8,489
その他	14,267
臨時損失(*4)	0
臨時利益	—
その他調整額(*5)	91
前中期目標期間繰越積立金取崩額	3
当期総利益(*7)	315

注) 単位未満を切り捨てて表示しています。

④ 純資産変動計算書

(<https://www.ipa.go.jp/about/zaimu.html>)

(単位: 百万円)					
区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	評価・換算差額等	純資産合計
当期期首残高	19,995	△ 7,369	△ 1,254	808	12,180
当期変動額	100,000	△ 27,724	312	91	72,678
資本金の当期変動額	100,000				100,000
不要財産に係る国庫納付等による減資					
その他行政コスト(*6)		△ 27,724			△ 27,724
当期総利益(*7)			312		312
その他				91	91
当期末残高(*2)	119,995	△ 35,093	△ 942	899	84,859

注) 単位未満を切り捨てて表示しています。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(<https://www.ipa.go.jp/about/zaimu.html>)

(単位: 百万円)	
	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	7,578
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 107,664
財務活動によるキャッシュ・フロー	100,000
資金減少額	△ 86
資金期首残高	22,873
資金期末残高(*8)	22,786

注) 単位未満を切り捨てて表示しています。

各計算書の詳細につきましては、財務諸表を参照してください。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位: 百万円)	
	金 額
資金期末残高(*8)	22,786
定期預金	—
現金及び預金(*1)	22,786

注) 単位未満を切り捨てて表示しています。

※ 科目の後ろに付されている(*1)～(*8)は、各財務諸表間での対応する科目を示すものです。

12. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

① 貸借対照表

令和 7 年度末の資産合計額は、112,129 百万円(令和 6 年度 40,195 百万円、前年度+179.0%)となりました。これは、関係会社株式が 72,643 百万円増の 76,041 百万円となったことが主な要因です。

負債合計額は 27,269 百万円(令和 6 年度 28,014 百万円、前年度△2.7%)となりました。これは、未払金が 6,746 百万円減の 2,609 百万円となったことが主な要因です。

純資産合計は 84,859 百万円(令和 6 年度 12,180 百万円、前年度+596.7%)となりました。これは、政府出資金が 100,000 百万円増の 119,995 百万円となったことが主な要因です。

② 行政コスト計算書

令和 7 年度の行政コストは 50,424 百万円(令和 6 年度 21,507 百万円、前年度+134.5%)となりました。これは、Rapidus(株)の株式に係る取得価額と出資先持分額(独立行政法人会計基準第 27 に基づき当該会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額のこと。以下同じ)との差額を、「独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する命令」第 9 条の 3 に基づき、資本剰余金の加算又は控除として「関係会社株式損益相当累計額」に計上したことが主な要因です。

なお、当該出資先持分額は、独立行政法人会計基準に基づき会計処理を行った結果の価額であり、将来キャッシュ・フロー、成長性その他の将来の収益獲得能力を反映して算定される投資価値又は事業価値を示すものではないことから、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A27-3において、時価(公正な評価額)には該当しないこととされております。

③ 損益計算書

令和 7 年度の経常費用 22,608 百万円(令和 6 年度 21,286 百万円、前年度+6.2%)のうち機構の主たる業務であるデジタル基盤業務費、デジタル人材育成業務費及びサイバーセキュリティ業務費が、13,333 百万円(令和 6 年度 12,594 百万円、前年度+5.9%)であり、全体の 59.0%を占めています。次に、情報処理技術者試験業務費が 5,962 百万円(令和 6 年度 5,731 百万円、前年度+4.0%)であり、全体の 26.4%を占めています。また、一般管理費は、3,312 百万円(令和 6 年度、2,960 百万円、前年度+11.9%)(全体の 14.7%)となりました。

経常収益については、運営費交付金収益が 11,816 百万円(令和 6 年度 9,871 百万円、前年度+19.7%)、情報処理技術者試験手数料収入等の業務収入が 8,489 百万円(令和 6 年度 10,987 百万円、前年度△22.7%、うち試験手数料 5,780 百万円(令和 6 年度 5,564 百万円、前年度+3.9%))及び財務収益 82 百万円(令和 6 年度 5 百万円、前年度+1488.8%)、全体では、23,012 百万円(令和 6 年度 23,362 百万円、前年度△1.5%)となり、その結果、経常利益 403 百万円(令和 6 年度経常利益 2,075 百万円)となりました。

勘定別では、一般勘定の経常損失 268 百万円、試験勘定の経常利益 589 百万円、先端半導体・人工知能関連技術勘定の経常利益 71 百万円及び地域事業出資業務勘定の経常利益 11 百万円となりました。

固定資産除却損 0 百万円の臨時損益(令和 6 年度臨時損益 0 百万円)があり、その結果、税引前当期純利益 403 百万円(令和 6 年度税引前当期純利益 2,075 百万円)を計上しました。ここから法人税、住民税及び事業税 7 百万円(令和 6 年度 4 百万円)及び法人税等調整額 84 百万円(令和 6 年度△35 百万円)を差し引き、前中期目標期間繰越積立金取崩額 3 百万円(令和 6 年度 691 百万円)を加算し、令和 7 年度の当期総利益は 315 百万円(令和 6 年度当期総利益 2,798 百万円)となりました。

④ 純資産変動計算書

令和 7 年度末の純資産残高は、84,859 百万円となりました。これは、政府出資金が 100,000 百万円増の 199,995 百万円となったことが主な要因であります。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

令和 7 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 7,578 百万円と、前年度比 4,348 百万円の収入減となりました。これは、その他の業務支出の増加が主な要因であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは△107,664 百万円と、前年度比 106,431 百万円の支出増となりました。これは、関係会社への出資による支出の増加が主な要因であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは 100,000 百万円と、前年度比 100,001 百万円の収入増となりました。これは、政府出資金の受入による収入の増加が主な要因であります。

13. 内部統制の運用に関する情報

機構は、役員(監事を除く。)の職務の執行が通則法、情促法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めていますが、実施状況は次のとおりです。

<内部統制の運用(業務方法書第 41 条、45 条)>

役員(監事を除く。)及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として内部統制委員会を設置し、継続的にその見直しを図るものとしており、令和 7 年度においては 4 回開催しました。委員会においては、インシデント報告に係る対応レベルに則り、インシデント事案(計 88 件)をリスク定義別・レベル別に整理することで、原因分析・再発防止に向けたモニタリング(見える化)の促進などの取組みを実施しました。

<監事監査・内部監査(業務方法書第 49 条、第 50 条)>

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行います。監査報告を理事長及び主務大臣に提出し、監査の結果、是正又は改善を要する事項があると認めるときは報告にその旨の意見を付すことができます。令和 7 年度は、内部統制システムやリスク管理などを主な対象として監査を行い、改善すべき事項などの意見を表明しています。

また、理事長は、内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、同担当部門は、内部監査の結果に対する監査対象部署による改善措置状況を理事長及び監事に報告することとなっています。令和 7 年度は、業務運営に対する監査を中心に、業務のリスク・必要性・効率性の観点及び前年度監査のフォローアップを含めて実施し、業務が適切に執行されているかを確認するとともに、改善が必要な点について対応を求めています。

<入札及び契約に関する事項(業務方法書第 52 条)>

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」の設置等を定めた内部規程等を整備することとしており、令和 7 年度においては、契約監視委員会を 6 月、12 月に開催し調達契約の状況について点検・見直しを行っています。

14. 法人の基本情報

(1) 沿革

昭和 45 年	5 月	情報処理振興事業協会等に関する法律公布
	10 月	情報処理振興事業協会設立
昭和 60 年	5 月	情報処理振興事業協会等に関する法律の一部改正 (プログラム作成効率化業務、融資事業の追加。) (題名を「情報処理の促進に関する法律」に改正。昭和 61 年 4 月施行。)
昭和 61 年	5 月	情報処理の促進に関する法律の一部改正 (特定プログラム開発等の業務用資金についての出資受入に関する規定を整備。)
平成元年	6 月	地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法公布
	8 月	地域ソフトウェア供給力開発支援事業を開始
平成 8 年	10 月	長野支所、神奈川支所を設置
平成 10 年	12 月	新事業創出促進法公布
平成 11 年	2 月	地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法廃止
平成 14 年	12 月	情報処理の促進に関する法律の一部改正(平成 14 年 12 月 11 日法律第 144 号) (情報処理振興事業協会の解散、独立行政法人情報処理推進機構の設立、 情報処理技術者試験の実施に関する事務)
平成 15 年	12 月	神奈川支所閉所
平成 16 年	1 月	独立行政法人情報処理推進機構設立
	3 月	地域ソフトウェア教材開発承継勘定の廃止
	4 月	同勘定の残余財産国庫納付(761 百万円)減資 1,750 百万円
	10 月	ソフトウェア・エンジニアリング・センター発足
平成 17 年	4 月	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行(新事業創出促進法廃止)
	5 月	情報処理技術者試験の構造改革特別区域における特例措置の開始
	8 月	長野支所閉所
	9 月	情報処理技術者試験の区分等を定める省令の一部改正 (テクニカルエンジニア(情報セキュリティ)試験の創設)
平成 19 年	10 月	IT 人材育成本部を設置
	12 月	四国、沖縄支部を廃止 情報処理技術者試験の区分等を定める省令及び情報処理技術者試験規則の改正 (平成 21 年度春期試験から試験制度を抜本的に改正)
平成 20 年	1 月	特定プログラム開発承継勘定の廃止減資 48,150 百万円
	3 月	第一期中期目標期間終了 一般債務保証の廃止(新規引受の終了)
	4 月	第二期中期目標期間開始
	7 月	第一期中期目標期間の積立金 429 百万円国庫納付
	9 月	特定プログラム開発承継勘定残余財産国庫納付(10,479 百万円)
	11 月	産学連携推進センター発足
平成 21 年	4 月	情報処理技術者試験新試験制度へ移行(IT パスポート試験開始)
	6 月	中国支部を廃止
平成 22 年	3 月	新技術債務保証の廃止(新規引受の終了)
	10 月	ソフトウェア開発事業部を廃止
	12 月	北海道、東北、九州支部を廃止
平成 23 年	3 月	信用基金等国庫納付(10,415 百万円)民間出資金払戻(590 百万円 85 法人)同額を減資 残余財産分配金財政投融資特別会計と労働保険特別会計に納付 568 百万円ずつ 1,136 百万円を減資
	4 月	信用基金民間出資金払戻(135 百万円 41 法人)同額を減資
	7 月	技術本部を設置
	11 月	CBT 方式による IT パスポート試験開始
	12 月	関東、中部、近畿支部を廃止
平成 24 年	3 月	不要財産の国庫納付(4,000 百万円)同額を減資

平成 25 年	3 月	第二期中期目標期間終了
	4 月	第三期中期目標期間開始
平成 25 年	6 月	組織改編 ソフトウェア・エンジニアリング・センターをソフトウェア高信頼化センターへ 産学連携推進センターをイノベーション人材センターへ IT スキル標準センターを HRD イニシアティブセンターへそれぞれ改編
	7 月	第二期中期目標期間の積立金 1,833 百万円(一般勘定)、23 百万円(試験勘定)国庫納付
平成 27 年	10 月	情報処理技術者試験の区分等を定める省令の一部改正 (情報セキュリティマネジメント試験の創設)
	12 月	情報処理の促進に関する法律施行令の一部改正 (情報処理技術者試験の受験手数料の改正)
平成 28 年	4 月	サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に係る法律の一部改正 (情報処理安全確保支援士制度の創設)
平成 29 年	4 月	産業サイバーセキュリティセンター発足
平成 30 年	3 月	第三期中期目標期間終了
	4 月	第四期中期目標期間開始
	7 月	組織改編 ソフトウェア高信頼化センターと国際標準推進センターと HRD イニシアティブセンターの一部 を統合し、社会基盤センターへ イノベーション人材センターと情報処理技術者試験センターと HRD イニシアティブセンターの 一部を統合し、人材育成センターへ、それぞれ改編 第三期中期目標期間の積立金 1,786 百万円国庫納付
令和元年	12 月	情報処理の促進に関する法律の一部改正(令和 2 年 5 月施行)
	6 月	(DX の推進・デジタル経営に係る認定事務、アーキテクチャ設計、クラウドサービスの安全評 価の実施、情報処理安全確保支援士の登録に更新手続き等の導入)
令和 2 年	12 月	中小企業等経営強化法及び情報処理の促進に係る法律の一部改正(令和 2 年 10 月施行)(情報関連人材育成推進業務についての規定を削除) CBT化方式による情報セキュリティマネジメント試験開始
令和 3 年	1 月	CBT化方式による基本情報技術者試験開始
令和 4 年	8 月	デジタルアーキテクチャ・デザインセンター発足 (令和 2 年 5 月に設立したデジタルアーキテクチャ・センターを組織として発足)
令和 5 年	3 月	第四期中期目標期間終了
	4 月	第五期中期目標期間開始
	7 月	組織改編 総務部と戦略企画部を統合し総務企画部へ、デジタル戦略推進部をデジタル改革推進部へ、 社会基盤センターをデジタル基盤センターへ、IT 人材育成センターをデジタル人材センターへそ れぞれ改編するとともに、新たに人事部を設置 第四期中期目標期間の積立金 4,615 百万円国庫納付
	12 月	高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行、及び情報処理の促進に係る法律の一部改 正(サイバーインシデントの原因究明調査の追加)
令和 6 年	2 月	AI・セーフティ・インスティテュート発足
令和 7 年	3 月	セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度(JC-STAR)運用開始
	4 月	情報処理の促進に係る法律の一部改正(デジタル庁との共管化に伴う改正。令和 7 年 4 月施 行。)
	7 月	組織改編 バックオフィス部門を統合し経営企画センターを発足 先端半導体・人工知能関連技術勘定の設置

(2) 設立に係る根拠法

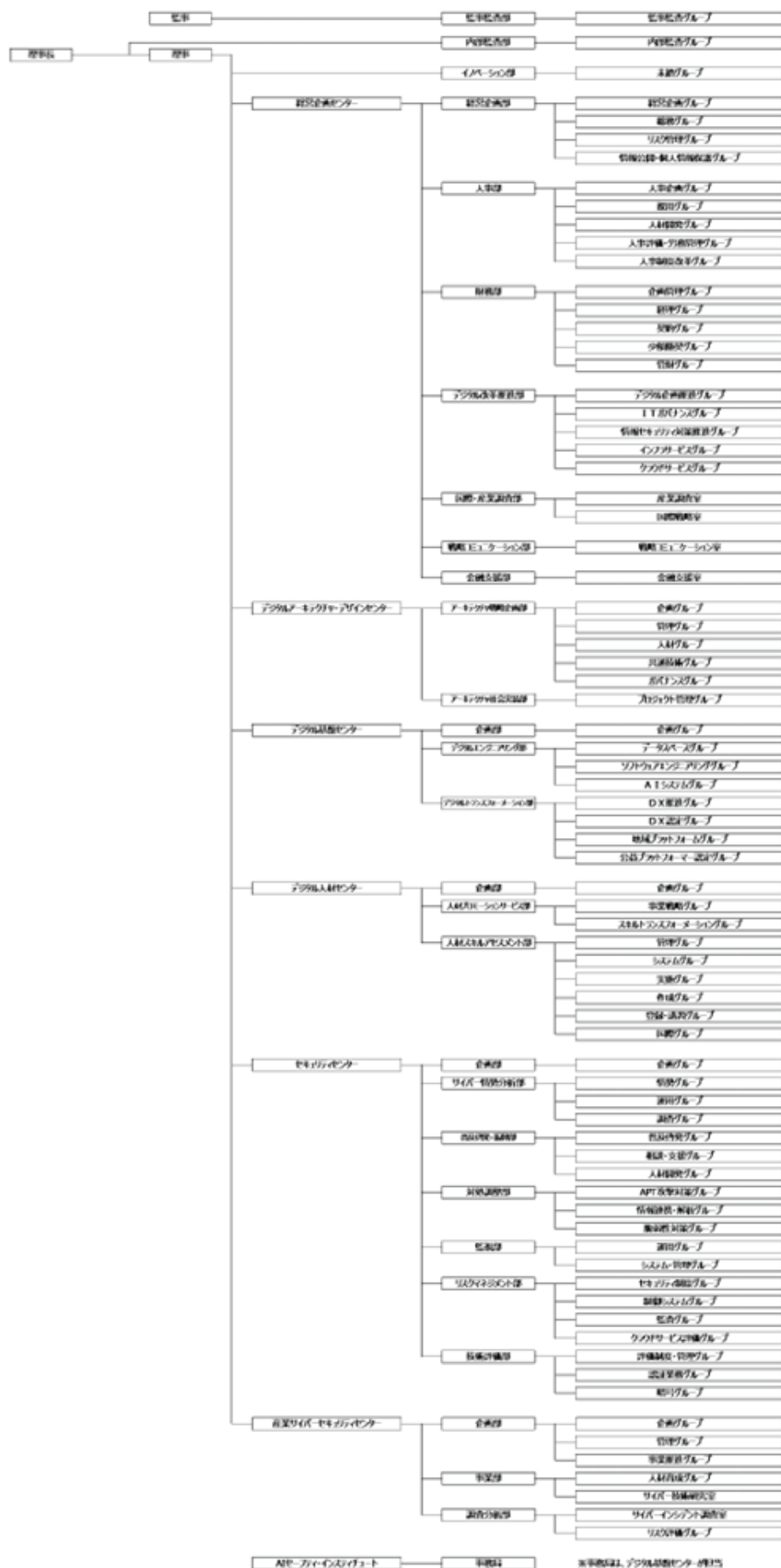
情報処理の促進に関する法律(昭和 45 年 5 月 22 日 法律第 90 号)

(3) 主務大臣

内閣総理大臣(デジタル庁国民向けサービスグループ)

経済産業大臣(経済産業省商務情報政策局総務課)

(4)組織図(令和8年3月末時点)



(5) 事務所(従たる事務所を含む)の所在地

本部: 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号

(6) 関連会社の状況

(単位: 百万円)

出 資 先 (関 連 会 社)	前期末残高			当期増減額		当期末残高		
	株式数	取得価額	貸借対照表 計上額	株式数	金額	株式数	取得価額	貸借対照表 計上額
	株	百万円	百万円	株	百万円	株	百万円	百万円
(関連会社)								
Rapidus株式会社	-	-	-	666,666	72,546	666,666	99,999	72,546
(株)石川県IT総合人材育成センター	8,000	400	418	-	3	8,000	400	422
(株)北海道ソフトウェア技術開発機構	8,000	400	279	-	0	8,000	400	279
(株)ソフトアカデミーあおもり	8,000	400	994	-	37	8,000	400	1,032
(株)岩手ソフトウェアセンター	8,000	400	445	-	1	8,000	400	447
(株)システムソリューションセンターとちぎ	8,000	400	56	-	5	8,000	400	61
(株)福岡ソフトウェアセンター	8,000	400	453	-	9	8,000	400	463
熊本ソフトウェア(株)	8,000	400	254	-	0	8,000	400	254
(株)宮崎県ソフトウェアセンター	8,000	400	494	-	39	8,000	400	534
合 計		3,200	3,398		72,643		103,199	76,041

注) 単位未満を切り捨てて表示しています。

詳細については、附属明細書を参照してください。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位: 百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資産	25,786	26,098	24,153	40,195	112,129
負債	10,583	10,739	13,897	28,014	27,269
純資産	15,202	15,358	10,255	12,180	84,859
行政コスト	19,021	19,483	19,518	21,507	50,424
経常費用	18,570	19,186	19,274	21,286	22,608
経常収益	20,622	19,556	18,969	23,362	23,012
当期総利益又は当期総損失	2,156	674	574	2,798	315
利益剰余金(又は繰越欠損金)	1,147	1,576	△ 3,360	△ 1,254	△ 942
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,782	1,072	1,730	11,926	7,578
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,206	1,556	△ 1,629	△ 1,232	△ 107,664
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7	△ 7	△ 7	△ 1	100,000
資金期末残高	9,464	12,086	12,180	22,873	22,786

注1) 令和4年度第四期中期目標期間終了 令和5年度第五期中期目標期間開始 令和9年度まで5ヵ年

注2) 単位未満を切り捨てて表示しています。

(8)翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

予算(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
収 入	
運営費交付金	12, 868
国庫補助金	221
政府出資金	150, 000
受託収入	638
業務収入	7, 367
その他収入	53
計	171, 147
支 出	
業務経費	167, 617
受託経費	638
一般管理費	3, 891
計	172, 147

収支計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	21, 839
業務費用	16, 692
受託経費	638
一般管理費	3, 891
減価償却費	617
収益の部	
経常収益	21, 727
運営費交付金収益	12, 868
補助金収益	221
受託収入	638
業務収入	7, 367
その他収入	51
資産見返負債戻入	576
財務収益	5
純利益(△純損失)	△112
前中期目標期間繰越積立金取崩額	—
目的積立金取崩額	—
総利益(△総損失)	△112

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、単位未満を四捨五入で表示しています。

資金計画(総表)

(単位:百万円)

区 別	金 額
資金支出	174, 531
業務活動による支出	171, 557
投資活動による支出	925
翌年度への繰越	2, 049
資金収入	174, 531
業務活動による収入	21, 147
運営費交付金による収入	12, 868
国庫補助金による収入	221
受託収入	638
業務収入	7, 367
その他収入	53
投資活動による収入	—
財務活動による収入	150, 000
当年度期首資金残高	3, 383

[注記]

各別表の「金額」欄の計数は、単位未満を四捨五入で表示しています。

詳細は、年度計画を参照してください。

15. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金・預金: 現金及び預金

その他(流動資産): 前払費用、未収金等

有形固定資産: 建物、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産

投資その他の資産: その他有価証券のうち償還日が翌々年度以降であるものや関係会社株式、敷金・保証金等

その他(固定資産): 有形固定資産、投資有価証券以外の長期資産で、ソフトウェアなど具体的な形態を持たない無形固定資産等

運営費交付金債務: 独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

未払金 : 次年度以降に支出する債務残高

その他(流動負債): 前受金、未払費用等

引当金 : 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等

その他(固定負債): 資産見返負債、長期預り寄附金等

政府出資金: 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

資本剰余金: 国から交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの

繰越欠損金: 独立行政法人の業務に関連して発生した欠損金の累計額

その他(純資産): 評価・換算差額合計

② 行政コスト計算書

損益計算上の費用 : 独立行政法人の損益計算書に計上される費用

その他の行政コスト: 行政コストに含まれるものであって、独立行政法人の会計上の財産的基礎が減少する取引に相当するものであるが、独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引には相当しないもの

行政コスト : 独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務費 : 独立行政法人の業務に要した費用

人件費 : 給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費

減価償却費: 業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

その他(業務費): 外部委託費、減価償却費を除いた経費

一般管理費: 事務所の賃料、減価償却等、独立行政法人の管理に要する経費

その他(一般管理費): 減価償却費を除いた経費

財務費用等: 利息の支払

補助金等収益等: 国の補助金等のうち、当期の収益として認識した収益

自己収入等: 業務収入、手数料収入、受託収入などの収益

その他(経常収益): 運営費交付金収益、雑益等

臨時損失、臨時利益 : 固定資産の減損損失、関係会社評価損益等

その他調整額: 法人税、住民税及び事業税

前中期目標期間繰越積立金取崩額: 前中期目標期間繰越積立金による費用計上相当額を前中期目標期間繰越積立金から取崩して振り替えるための科目

当期総利益: 当期の総利益

④ 純資産変動計算書

当期期首残高: 前期貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

当期変動額: 不要財産に係る国庫納付等による減資、その他行政コスト、当期総利益等による当期における純資産の変動額

当期末残高: 当期貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー:独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等

投資活動によるキャッシュ・フロー:将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出

財務活動によるキャッシュ・フロー:リース債務の支払いによる支出

資金増加額:キャッシュ・フローの合計

資金期首残高:前期貸借対照表の資産の部に記載されている現金及び預金

資金期末残高:当期貸借対照表の資産の部に記載されている現金及び預金

(2) その他公表資料等との関係の説明

◆ウェブサイトや SNS (Facebook、X) 媒体を通じて、機構の御案内や各イベント等の募集のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

ウェブサイト

<https://www.ipa.go.jp/>



Facebook

<https://www.facebook.com/ipapripj/>



X

<https://x.com/ipajp>



◆事業案内



◆IPA News



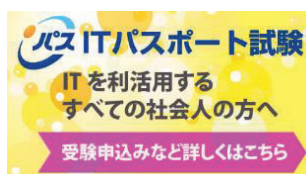
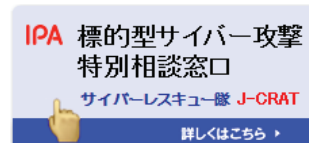
◆ICSCoE REPORT



◆白書・出版物・報告書



◆各種相談窓口・情報提供





(3) 監 查 報 告

監査報告

独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第 19 条第4項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)の令和 7 事業年度(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類(案)、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書およびこれらの附属明細書)および決算報告書について監査を実施し、その方法および結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法およびその内容

令和 7 年度の監査計画および「独立行政法人情報処理推進機構監事及び監事監査に関する規程」に基づき、理事長、理事、内部監査部、業績評価部門である経営企画センター経営企画部、その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法により監査を実施した。なお、監査計画の策定に当たっては、業務量の拡大や新たに追加された業務とそれに伴う人事異動等、新たな事業運営体制における内部統制の重要性の観点も踏まえ、①中期目標および中期計画の達成に向けた業務の遂行状況、②理事長の意思決定を含めた役職員の業務執行状況、③内部統制の整備および運用状況、④予算執行管理等を重点監査項目とした。

1. 役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、機構の業務、財産の状況および主務大臣に提出する書類を調査した。

2. 役員(監事を除く。以下「役員」という。)の職務の執行が通則法、個別法または他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制(財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を述べた。

3. 令和 7 年度に係る財務諸表および決算報告書(以下「財務諸表等」という。)ならびに事業報告書(会計に関する部分)について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視および検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

Ⅱ 監査の結果

1. 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうかおよび中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、関係諸法令および機構業務方法書その他の諸規程等を遵守のうえ、第5期中期計画および令和7年度計画に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。また、年度計画に定める目標に対する自己評価は妥当なものと認める。

2. 機構の内部統制システムの整備および運用についての意見

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

内部統制システムの整備および運用に当たっての課題としては、上場会社の最高意思決定機関は、株主総会を除き決議機関としての取締役会であるのに対して、法的に独立行政法人の最高意思決定機関は法人の長（機構の場合は理事長）とされており、上場会社の取締役会は株主総会で選任された各取締役が牽制機能を有しているのに対し、独立行政法人の役員会は法人の長の意思決定に当たっての諮問機関に過ぎず、監事および法人の長を除く役員の任命権者は法人の長であること、さらに、上場会社の監査役等が有している取締役に対する行為差止請求権が独立行政法人の監事には付与されていないことから、上場会社と対比した場合、独立行政法人のガバナンス態勢には構造的な課題が存在することを踏まえ、これらに対応した適切な内部統制システムの整備および運用が求められる点に留意を要する。

加えて、機構固有の状況として、令和5年度から理事長が機構の一事業部門の長を兼務する体制となったことにより、内部的な利益相反が生じうるところ、これをクリアするための内部統制システムが適切に整備および運用されていると認められるが、この体制が機構の効果的かつ効率的な事業運営を妨げる一つの要因となっていることから、この体制は早期に解消すべき課題であると考ええる。

さらに、情報処理の促進に関する法律の改正等により、令和7年度から機構の業務として新たな事業が加えられたことなどに対応し、執行役員制度の導入やコンプライアンス面の強化を含め大幅にガバナンス体制の見直しが実施され、新たな体制に応じた内部統制システムが整備され、適切に運用されているが、今後の環境変化等に伴って識別されるリスクに対して機動的な対応が求められる。

なお、令和7年度に生じた内部統制にかかる事象として、過去の試験関連入札業務

の適正性に関し外部から疑義が呈された事案、および、内閣官房から指名停止措置を受けた事案が挙げられる。

過去の試験関連入札業務の適正性に関する疑義が呈された事案について、機構は、詳細な内部調査を行ったうえで、さらに外部専門家による第三者調査を実施したところ、第三者調査報告書において、調査対象とされた入札案件に影響を及ぼす法令違反または不正行為は認められない旨が示された。あわせて、同報告書においては、同様の疑義を生じさせることのない調達・契約プロセスを構築するための提言がなされている。機構は、本提言に即した体制を速やかに構築し、令和7年度末までに適切に運用を開始していることから、本件に関し現時点において内部統制上の課題は認められないが、その定着状況については検証を継続していく必要がある。

また、内閣官房から指名停止措置を受けた事案については、令和8年4月、内閣官房から5カ月間の指名停止措置を受けたものの、従来から機構は適切に委託先管理を行うための体制を整備し、適切に運用していたところ、本件はその過程で兆候を検知し、機構による調査により委託先において不適切な事象が複数あることを発見したものであり、内部統制が有効に機能していたものと認められる。なお、指名停止理由として、機構が「委託先による契約違反行為により、本業務の一部について履行義務を果たさなかったことなどは、不誠実な行為」とであるとされているが、機構は履行義務を果たすべく誠実に最大限の努力をしており、「不誠実」とされるような行為は認められない。

3. 機構の役員の職務の執行に関し、不正の行為または法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為または法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見

会計監査人太陽有限責任監査法人から、財務諸表が全ての重要な点において適正に表示しているものと認めるとの監査意見、および、利益の処分に関する書類(案)が法令に適合しており、事業報告書(会計に関する部分に限る。)が財政状態、運営状況および キャッシュ・フローの状況を正しく示しており、決算報告書が決算の状況を正しく示しているものと認めるとの報告を記載した「独立監査人の監査報告書」を受領しており、上記Ⅰの3. のとおり監査したところ、会計監査人の監査の方法および結果は相当であると認める。

5. 事業報告書についての意見

令和7年度事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた監査事項(給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、法人の長の報酬水準、保有資産の見直し)については、それぞれ適切であると認める。

令和 8 年 6 月 23 日

独立行政法人情報処理推進機構

監事 船木 信克

監事(非常勤) 小松 文子

(4) 會計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和8年6月22日

独立行政法人情報処理推進機構

理事長 齊 藤 裕 殿

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮崎 哲
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 今井 裕之
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第23期事業年度の全ての勘定に係る勘定別財務諸表（勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、勘定別貸借対照表、勘定別行政コスト計算書、勘定別損益計算書、勘定別純資産変動計算書、勘定別キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び勘定別附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに法人単位財務諸表、すなわち、法人単位貸借対照表、法人単位行政コスト計算書、法人単位損益計算書、法人単位純資産変動計算書、法人単位キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び法人単位附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の全ての勘定に係る勘定別財務諸表及び法人単位財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人情報処理推進機構の各勘定及び法人単位の令和8年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、独立行政法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分）及び事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。独立行政法人の長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに独立行政法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、独立行政法人独立行政法人情報処理推進機構の令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの第 23 期事業年度の全ての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）並びに全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- （１） 全ての勘定に係る勘定別利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- （２） 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、独立行政法人情報処理推進機構の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- （３） 全ての勘定に係る勘定別決算報告書及び法人単位決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

独立行政法人の長及び監事の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における独立行政法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分及び損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が独立行政法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、独立行政法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告書の 6.（２）役員等の状況②会計監査人の氏名または名称及び報酬に記載されている。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上